

平成19年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年6月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年6月13日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年6月13日 午後4時24分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	副市長	古賀 一也	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	教育長	杉崎 士郎	商工観光課長(本庁・支所兼務)	一ノ瀬 真
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	市民生活部長	中山 逸男	会計課長	岸川 久一
	福祉部長	田代 勇	農業委員会事務局長	
	産業振興部長・まち整備部長兼務	山口 克美	学校教育課長・社会教育課長兼務	江口 常雄
	教育次長	桑原 秋則	総務課長(支所)	坂本 健二
	嬉野総合支所長	森 育男	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	総務課長(本庁)	片山 義郎	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	財政課長	田中 明	福祉課長(支所)	
	企画課長	三根 清和	農林課長(支所)	松尾 保幸
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

## 平成19年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年6月13日（水）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 議案第34号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
- 議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について
- 議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 嬉野市出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 嬉野市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例について
- 議案第51号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 嬉野市教育委員会委員の任命について

---

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

議案第34号ですね、この分の第2条の中に、「当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間……」というふうな文言がございます。この中で、説明の中では弁護士、あるいは医師ということを言われましたけれども、この「高度の専門的な知識」あるいは「優れた識見」というものがどういう方なのか、もっと具体的にお示しいただきたいと思います。

これはあれですかね、第1条とか第2条について個別に質問をしていいんですか。

○議長（山口 要君）

いいですよ。

○11番（神近勝彦君）

いいですね。はい。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

第2条の規定については、今議員がおっしゃいましたけれども、この法律の制定自体が、第1条にありますように、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づいたものでございまして、今回制定をさせていただいた趣旨といたしましては、基本的にどういう形の任命ができるかということで制定をさせていただいております。それで、はっきり申し上げまして、第2条につきましては、今のところ該当があるかどうかということがありますけれども、想定はちょっとされないんじゃないかなろうかということで考えております。

特に、今おっしゃいましたように、医者とか公認会計士とか、それから弁護士とか、さまざまな、要するに、法的資格を持った方を採用するときに必要だということの取り決めでございまして、特段、嬉野市としてこれを想定しているものではありませんので、法律としての第1条から各項につきまして制定をしておりますけれども、特段これについてのこだわりという形ではございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

まず1点お聞きをしたいのは、今、神近議員のほうからも出たわけですが、では、なぜここでこの条例をつくらなければならなかったのかということですよ。さして、市で今現在のところそういうふうな予定はないといえますか、そういうふうな今の答弁だったように思われるんですが、これを、じゃあ、市が絶対、なぜ制定をしなければならなかったのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

御質問ですけれども、私が今申し上げたのは、第2条については想定がある程度ないんじゃないかなろうかということでございます。ほかの条文につきましては、第2条の第2項、並びに第3条につきましては今後出てくる可能性があるかと思っております。当然この第2条について

は、例えば、コンピューターの専門技術者、特にソフト開発等が嬉野市で特段のものが出てくれば、この間、任用をお願いしたいということがありますし、また、どうしても専門職が足りない場合に一般任用みたいな形の、第3条についてはそういうケースが出てくることがありますので、条例を制定しておかなければ、そういう採用ができないということがあると思いますので、そのようなものでこの条例をお願いするものでございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

大体わかりました。

第3条のほうでそういうふうな採用があるかもわからないということなんですが、ここに私、ずうっと見ているんですが、年齢というものはないわけですよ。あくまでも、これは市の職員として採用するわけだから、定年は60歳、要するに、これは5年間ということなんですが、その合い中に、いわゆる定年を迎えられた場合には当然そこで失職という形になるわけでしょうか。そこら辺の年齢的なものがここには、条例の中にはないわけですが、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

この任用につきましては、特段、職種なり年齢制限というのは定めていないと思います。そういうことで、ただ、この任用の期間が第2条の第1項、第2条の第2項については5年でございます。第3条については3年、特別な理由があるときは5年までということがございます。

それで、例えば、55歳の方を採用したとき、60歳までということですけども、例えば、五十七、八歳でも別に可能だということは理解できると思います。特に専門職でございますので、特段、一般職の60歳の定年までの方をとということではないという認識をしております。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

そうなれば、これは最近、非常に世の中で騒がれているわけなんです、天下り先を市が確保するというふうなとらえ方をされるのではないかなという気がするわけですね。ある高度な専門的な技術を持った人が、こういう市の条例をつくることによって、市の職員として天下りをここでできるというような、そういうふうなとらえ方をされるんじゃないかというふうに私は思いますが、いかがですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

そういう懸念というのが確かにあるかわかりませんが、その制度につきましては、現在もう再任用制度というのがございまして、今年度はいらっしやいませんけれども、保育士なり、そういう方を再任用で採用したケースはございます。ただ、これにつきましては、特に今御指摘のようなケースでは当然想定はしてないつもりでございます。市の職員以外で、特に専門的な知識をお持ちの方ということで考えられますので、現有の職員がそのままこれに当てはまるというのはちょっと想定しにくいと思いますので、実際そのケースはちょっと考えていないということでございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

田中議員の関連でいくと、先ほどやっていますので、できないものですから、別のほうに移るんですが、そういう中で、第6条の給与ですよね。第1号から第7号まで、これを見る限り、かなりの高額であると。これとまた別に、給与以外のところ、第7条の中には勤勉手当、あるいは特定任期付職員業績手当という特別手当も発生しているわけなんですよ。これを見ている限り、余りにもちょっと給与に対する割合が大き過ぎるんじゃないかなと。

先ほどの説明の中では、高度の専門的な知識、経験という、そういうふうな方はいらっしやらないけれども、専門的な知識、経験、こういう方については多分対象者がいるんじゃないかなというふうな御答弁だったと思うんですよ。そういう中で、専門的な知識を持っている方の中で、この第1号から第7号までの間の給与というのが余りにも高額過ぎると。これは多分、第1条にある地方公共団体、法律の中からの流れだとは思いますが、このあたりについては嬉野市独自の給与制定というものができないものなのかどうなのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

この第2条の第1項の対象者というのは、あくまで国の基準を定めてあります給与でございまして、一般職の給与表は不適用ということでございます。ただ、第2条第2項と第3条については一般の職員の給与表等を参考にするということでございます。

当然、第2条の第2項は常勤の職員と同様でございますので、昇給とか昇格があったり、

それから常勤の職員の手当ですね、今、期末・勤勉手当等が対象になると思います。

先ほど申し上げましたように、第2条第1項についてはあくまで、わかりやすく言えば、この給与で来ていただくということで、この給料だけを限定されているものでございます。手当については、業務手当という形で特段の評価があったときに業務手当を支給するというところでございます。特に手当としましては、管理職、扶養、住居、勤勉手当等以外の手当が出てきますけれども、普通の場合は、ほかの方はそういう形が出てくると思いますけれども、業績手当が対象になる方だということで、先ほど申し上げましたように、お医者さんとか弁護士さんとか、そういう方の、ちょっと申し上げますと、業務委託的な専門職という形になるかと思しますので、そのように御理解いただければいいんじゃないかと思うんです。これについては国できちんと示してある給与でございまして、あとのこの第2条の第2項と第3条の方については、一般職の給与をあくまで参考にして、その給与表のどこに当たるかというふうな形の契約をしたいと思います。契約というか、そういう張りつけをさせていただくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

この表については理解をしたわけですね。それで、第2項とか第3項についての、やはり給与の制定についてがなかなか、今度逆に不明瞭であると言わざるを得ないわけですね。

先ほどの田中議員の質問の中で、天下りとかいう話があったわけですが、市の職員はあり得ないと、再任用という制度がありますから、これに適用する方はいらっしゃらないかもわからないけれども、現在の県の職員さん、あるいは国の官僚の方ですね、国家公務員の方、そういう方がもしこれに適用になったときに、一般職、第2項、第3項とか、そのあたりに適用になったときの給与の範囲というものが、この中では余りにもぼやけて、わかりづらいというのがあるんですよ。

だから、仮にですね、第1項とはまた別問題なんですけど、第2項、第3項の規定についてもどういふふうな内容でいくのかと、もっと明瞭にしなければ、ちょっと難しいんじゃないかなという気がするわけです。ただ、あくまでも予算の範囲内という中でしか書いていないみたいですからね。いかがですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

確かに、御指摘の件が出てくるかと思っております。ただ、これにつきましても、あくまで経験年数なり、その従事期間と、それから年齢ですね、年齢等に合わせて、特に期限つきの職員

でございますので、特段その辺を極端に優遇したりすることはできないかと思っておりますので、当然、一般の職員と同じような待遇になってくるかと思っております。

例えば、20代の方が40歳とか50歳ぐらいの職員給与になるかというのは、ちょっとそれは想定しにくいと思えますし、また、プラスアルファというか、当然、専門職で少し上に格付するというケースはあるかと思えますけれども、これを格段に拡大解釈して位置づけをするということは、特に給与でございまして、特にこれも定数の中に入りますので、当然、県の関係あたりもその辺でチェックもされると思えますので、そういう関係でできませんので、私たちのところで適当に運用できるというものではないということで理解申し上げております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

部長の言われることは理解をするわけですよ。心情的には理解をするんですが、やはりこの条例文だけをとらえれば、余りにもぼやけているというふうな印象を持つわけですよ。この中で条例として制定するのであれば、規則の中でもっと的確な規則を定めていくとか、そのあたりによって対応をしていくべきじゃないかなという気がするわけですね。そのあたりをとりあえず質問して、私のほうは終わっておきます。

○議長（山口 要君）

答弁は。

○11番（神近勝彦君）

要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について及び議案第36号 嬉野市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について、並びに議案第37号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例については関連をいたしますので、一括して質疑を行います。平野議員。

○19番（平野昭義君）

この議案第35号について、地方自治法のまず第158条の中身をちょっと見てみますと、なるほど市長の権限でできるようになっておりますけど、その注釈、解釈をずっと読んでみますと、合併して1年6カ月なる時点で、早々にもこういうことが必要になったかと。その中

身については、現在のままの中で効率化、運用できるんじゃないかと、いろいろそういうことをせんでも現在の中で運用できないかということ。

それから、社会情勢がどういうふうにならなかって1年半で変化したかということ。

それから、住民のニーズで、住民の方が、窓口に来てみたり、あるいは本所、支所においても、どんどんどんどん、こういうことをせにゃいかんというような意見があったかどうか。

その3点についてお願いします。

**○議長（山口 要君）**

総務部長。

**○総務部長（中島庸二君）**

お答え申し上げます。

早急な改革が必要だったのかということがまず1点だと思いますけれども、このことにつきましては、よその市を例に挙げるわけではございませんが、神崎市なり小城市あたりでもかなり、実際合併の当初から早急に組織の改編を行っておられます。実際、それについては内容を聞きますと、やっぱりどうしても組織的に回らないということで、そういう改革をされた経緯がございます。

ただ、嬉野市といたしましても、当初の張りつけはそのままという形で、同じ課等を両方に設置するというところで総合支所方式を採用したわけがございますけれども、実際に運用していきますと、どうしても効率が悪うございます。それと、当初想定しました職員から合併時に10人、その後も七、八人以上退職をされております。10人ですかね。そういうことで非常に職員の不足感がございまして、どうしても組織の再編をしないといけないということがあります。

これが早急だという指摘は、確かに、1年半ちょっとでございますので、ありますけれども、今後のことをにらんでいけば今年度も退職者が5名出ますし、来年度もまた9名出る予定でございます。そういうことで、どうしても組織を再編して業務の集約化をある程度しなくてはならないということに立ちまして、今回この組織改編をお願いするものでございます。

ただ、住民の方からそういう御意見が出たかということでございますけれども、そういう意見では余りあっていないわけですが、ただ、うちから見たときに業務の効率性が非常に、特に事業課の効率性がバランスがとれないなという感じがありましたものですから、できるだけ測量なり設計なりを速やかに行って、皆さんの要望に対応する必要があるなというところは、部内から見ますとそういう御意見はあります。

そういうことで、実際、昨年度も、合併の混乱ではございましたけれども、事業課の費用あたりを繰り越したりなんかして、その辺はやっぱり1つに集約をしておけばもう少しスムーズに行ったケースもあったんじゃないかなという反省は申し上げます。

それと、社会情勢でございますけれども、確かに、合併いたしましても何か特別の新しい補助ができたとかなんかということはありませんので、やっぱり合併いたしましても今までのサービスを落とさないために組織の再編をして、今までの行政の停滞を招かないようにするのが今回の組織ということで、特に市長も申し上げましたように、この組織につきましては一つの通過点ということで考えていただきたいと思います。特にプランにつきましても、合併当初の計画でも49名の削減も言われております。これで今217名の職員がおるわけですが、それが150名程度、160名程度になるかということになりますと、基本的に組織がどう再編しても自然にそのような形になってくるかと思えます。毎年やるかという問題は別といたしましても、随時このことについては管理職の数を減らすなり、そのような形でスリム化をして、より効率のよい組織をつくるシステムに行かざるを得ないんじゃないだろうかということで考えております。

ただ、お客様に対して、市民の方に対してはできるだけ御迷惑をかけないように、当初の合併の趣旨でございます総合支所方式を堅持しながら、この組織については少しずつ改編をしていくという考えに立っていることは間違いございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、部長のほうからありましたけど、私は、50名削減するからその準備のためにと、こういうことは以前から、塩田町の時分から、嬉野町も恐らく言ってこられたと思います。それは、合併はスリム化、これは初めから当然わかっておるわけです。しかも、私が一番懸念することは、まだ1年半もならんうちにこういうようなことを、ある意味では、体で言えば大手術ですね。それは市民感情といえ、私は塩田ですけど、特に塩田の市民感情が果たしてもてるかと。きょうの新聞に、後で、多分22日ぐらいだと思いますけど、嘱託員会を開いて説明すると。説明で終わることはありません、これは。恐らく、わあわあでしょう。まず初めに、住民に一番近い区長さん、あるいは嘱託員さんによくよく理解した上で、そして議会に出すべきであって、これは本末転倒であります。議会で済んだから、もう説明ですよと、あなたたちはいつもそういうふうに言っていくわけでしょう。これは開かれた行政、ガラス張りの行政とは私は言いたくありません。しかも、この改革の中身を見ましたら、特に社会教育にしても塩田は伝統建設物、大事かことをしておるでしょうが。それをただの担当課に任せると。文化庁の、西岡家でも220,000千円ぐらいの改造をしていくというふうなやさきで、塩田町の皆さんは非常に期待しておられるわけ、まちづくりの、何とかな、伝建の保存地区の事業。そいけん、それ1つとってもそうですけど、また、ほかの部署、農林関係ですね。それでは、塩田には農林はないのかと、当然嬉野にも支所であったわけですが、

仕事は。する人のおるわけでしょうが。あえて今焦がらんでもいいと私は思うわけですよ。

私、これはよく調べてみました。結局、嬉野の町民の方にも聞きました。それから、数名の職員の方にも聞きました。何かやっぱり、こういうふうにして大きな話が出ておるけど、どうしてもそういうことが必要ですかと聞きましたら、全然そういうことは感じませんと。なぜ、あえてこういうことを急ぐのかと。急ぐ理由をまず教えてください。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

先ほどの質問の中に、社会情勢の変化ということがございましたけれども、これにつきましては、今回市になりまして、後期高齢者、それから西部広域、ごみ処理関係で、合併時に想定できなかった職員の派遣がまた出てきております。今後もまた計画があるということで聞いておりますので、その辺の対応もできなかったことで職員の不足感を否めないところがございます。

それで、今おっしゃいました中身でございますけれども、伝建地区については今回の機構改革の中でもそのまま残して対応をさせていただくということで、この組織についてはそういう形をとらせていただいております。

ただ、今議員おっしゃいましたけれども、説明をしたか、していないかということでございましたが、3月議会の終了時に、機構改革を行いますということで御説明を、簡単な、内容についてはまだありませんでしたけれども、説明をして、なおかつ行政嘱託員会でも、こういう形の機構改革をいたしますということは一応通知は申し上げます。ただ、内容については今回初めて出すわけでございますけど。

ただ、これにつきましても、どちらが先がいいかという問題は、当然見る側に立てばあるかと思っておりますけれども、あくまで承認をいただかなければ説明責任は当然果たせないわけですので、逆にこれを住民の方に先に言って、果たして議会として御承認いただくかという問題はあるかと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

それで、この中身についていろいろ御意見を賜って、今後またこの案で悪ければ随時変えていくという方法は当然あるかと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

ただ、何度も申し上げますけれども、とにかく業務の効率性を上げるために、若干、事業課のほうを塩田から嬉野のほうに業務を集約させているということについては、確かにその辺の住民の方の不安は当然あるかと思っております。ただ、それについてはできるだけ不安がないように対応させていただきたいと思っておりますし、職員の配置も当然考えるべきだと思いますし、また、期間的なものが出てくれば、ひょっとしたら本庁のほうに、例えば、特別の政策があ

ったときは常駐をさせることも必要かということもは当然出てくるかと思えます。そういうことは柔軟に対応せざるを得ないのかなとは思っておりますので、その辺、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

3回目です。平野議員。

○19番（平野昭義君）

3回目というか、35、36、37ですから、三三、九回いいんじゃないですか。

○議長（山口 要君）

それは……。それはまた別な角度からしてください。

○19番（平野昭義君）

それでは、あとの人もおられますから。

今、部長が、ここは採決の場ですから、場合によっては否決されることもなきにしもあらずというようなことですが、私はこのことで嬉野の議員の方が賛成されることを期待しておりますけど、それも定かではありません。しかし、このことはやっぱり谷口市長が言われる「融和と歓声が聞こえるまち」、片方の町だけが歓声が聞こえて、片方の町は罵声が聞こえてはどうかと。もっと、合併というとは心と心の触れ合いですから、そこを大事にせんとですね。ただ、効率化、合理化とか、それは、きのうの新聞を見ましたけど、役場の職員さんが管理職37%おられますでしょう。夏の賞与が790千円、民間は210千円、そういうことを思えば、やっぱりこういうことを、今市民の方が激怒されるようなことはしてはいかんわけですよ。

ですから、また採決は後でなりますから、このことについて私は、私は嬉野ですから、私は塩田ですからということはないと思えます。議員として立派な採決をいただきたいと、そういうふうに願っております。もう3回終わりました。

○議長（山口 要君）

答弁は。

○19番（平野昭義君）

答弁いただきます。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

私が議決についていろいろ申し上げたつもりはございません。この内容について機構で御指摘の点があれば、今後改正するところは当然改正すべきだということで御意見を賜れば、

これでもう当分、10年も20年もそのままいくということではございませんので、次回なり機構で動かざるを得ないところは当然改良していく点は出てくるかと思っておりますので、その辺は議員皆様の御意見を参考にしながら、当然機構についてはいじるべきだと思いますので、その辺はそのように申し上げたつもりでございます。

ただ、いろいろ感情論的なことがあるかと思っておりますけれども、特に市民の方のニュアンスというのは違ってくるかと思っておりますけれども、それはあくまで業務のあれでお許しを願いたいということで当然市長を初め説明を機会ごとにしていくつもりでございますので、御理解は当然得ていく場を設けてさせていただきたいと思っております。

あくまで今回の問題は、本庁方式をとったとか、総合方式になったとか、分庁になったということではなくて、今の組織の中でいかに効率的に動かすかということで御提案を申し上げておりますので、その辺のことについては市民の皆さんに随時説明責任を果たすべきだということで執行部のほうも当然、市長初め考えていると思っておりますので、そういうことで説明させていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

今回の部設置条例なんですけれども、先ほど部長の説明の中であるように、このままでいけば本当、あと3年、あるいは5年後、嬉野市破綻なんですよね。一般質問でも言いましたけれども、今年度の基金の取り崩しが7億幾ら、市債がまだ約3億円近く、そのかわり基金残高は20億円ありなし。そういう中で、このままの行政でいけば、やはりかなり厳しい情勢が続いていくと、この1年半、嬉野市の行政を見てきて、現在の総合支所方式というものがかなり難しくなってきたなという気がしてきたわけですよ。やはり一部分庁方式をとらざるを得ないのかなという考えを持っていた中で、今回こういうふうな部設置条例が提案されたわけなんですけど、この中で私が一番危惧するのは、先ほど平野議員が言われたように、農政の問題、これが私はちょっと問題じゃないかなという気がするわけですよ。というのは、一応総合窓口になって、管財のほうで対応をするというふうに言われたわけですね。ただし、農政という一つの専門的な分野の中で管財が本当に説明できるのかなと、それが一番気になるんですよ。

先般、農業委員会のことでお話をしたときに、課内の中でですね。農業委員会のほうには個人さんの方は余り来られないということと言われたんですが、ただし、農振除外になれば一般の方が来られるわけですよ。そういうふうなことを考えたとき、あるいは農政の作物の件、あるいはいろんな制度の変更の件を聞かれたときに管財が本当に説明ができるのかなという気がするんですが、財政課長、この管財で農政について現在の職員さんで説明できま

すか、どうですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

管財の現有スタッフですね、2名でございます。その中で、通常の財産管理で手いっぱいの仕事をしておられるわけでございますので、現在の状況ではかなり難しい部分があるかと思えます。しかしながら、こういう組織機構になりますと、それに対応しなくては行けませんので、それなりの人員の配置ですね、スタッフの配置と同時に、勉強しながら、できるだけ市民に支障のないような行政サービスに努めなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

かなり厳しいと思うんですよね。財産管理をしながら、また全般的な総合窓口の対応というのはかなり不可能であろうと。7月に課内、あるいは部内の人事的な異動が多分発生するだろうと思うんですよ。その中である程度専門的な方が配置されれば一番いいんですけども、もし説明ができない場合は、田口議員が一般質問でやられましたけれども、結局、支所の方に産業部、農林があるわけですね。そこから説明をしに来なければいけないと。すぐ来ればいいですよ。でも、たまたまそこにお客さんがいたとすれば、そのお客さんが終わり次第ですから、もしかすると30分後ぐらいになるかもわからないわけですね。そうなったときに、やはりこちらの本庁の窓口に来られた、相談に来られた方というのはかなり不機嫌になれるんじゃないかなと、そう思うわけですよ。

だから、そのあたり、総合窓口にされることに関して、管財という対応の中で、農政に対してどういうふうな対応をとっていくおつもりなのか、市長、あるいは総務部長、どちらかでも結構ですので、お答えを願いますでしょうか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、農業委員会とか農林課の形の分がある程度、一般の農家の方がお見えになってくるケースはあるかと思えます。ただ、これにつきましても、実際そのように思って対応をしておくとなれば、もうすべての課がそういう形にしか動かせない、例えば、建設課の対応も必要だ、農林課も必要だ、ほかの課でもすべての職員がいなくては行けないという形になり

ますので、結局、もとのもくあみになってしまいます。それと、1つはこの資料というか、要するに各課に持っている業務の資料ですね、これもある程度集約をいたしますので、実際きれいに今は分けておまして対応できるわけですがけれども、やっぱり集約をするとそこに行かざるを得ませんので、どうしても無理は出てきます。

ただ、今回お願いをするのは、あくまで内容を聞いてお答えできる分はお答えし、直接電話を、IP電話をちょっと導入させていただいておりますので、これを窓口の対応として聞き取りでもある程度可能じゃなかろうかということは1つは考えております。そういうことで、電話を取り次ぎまして、そのほうで対応をして、わからなければまた本庁からなり支所から動くというような格好になってくるかと思っておりますので、その辺のところは若干御不便をかけると思っておりますけれども、そういう対応をとらせていただければと考えております。

確かに、私も農林課におりましたので、さまざまな相談等はございます。そういうことで、仮に別々におっても、その担当がいなければ、結局対応できないケースもありましたので、1つに集約して実際顔が見えなければ非常に不安がられるとは思いますが、何とかその辺をできるだけ御不便をかけないように対応をしたいということで、配置なり業務の推進についてどのようなシステムがいいのかというのは今後検討していきますので、その辺を御指摘のとおり、あわせて検討いたします。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

部長、先ほど言われたように、道路課とか河川なんかとはまた全然、農政あたりは違うと思うんですね。部長も多分、先ほどの答弁でも大体そういうふうなことをおっしゃったのでわかるんですけども、農政問題というのはかなり分野も広いんで、やはりそのあたりの不安が私は一番大きいんじゃないかなと。そのあたりの対応を今後の7月の人事異動関係で十分手厚くしていったほうが、この制度を持っていく以上はよりスムーズに、また、市民の皆さんの苦情とか、そういうものが出ないんじゃないかなという気がするんですよ。そのあたり、人事異動によって幾らか対応を十分することということについては、もうこれは市長権限だから、何とも部長が答えることはできないと思うんですけどね。

そのあたりどうなんですかね、市長、このあたりまで含めた7月の人事異動関係を考えていらっしゃるんですか、どうですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の異動につきましては、御承認をいただいた後ということになりますけれども、一応

9月の新しい組織スタート時にということ考えております。

実は、毎年7月の異動ということで行ってきたわけでございますけれども、御承知のように、高校総体等を控えておまして、今全職員をそこに集中させているところでございまして、高校総体に関しても競技だけではなくていろんなところがございまして。今全職員がいろんな仕事の調整をしながら協力をしているというようなことございまして、総体が終了後にはいろんな形で動けるといことが把握できておりますので、9月の異動でこれを行っていきいたいというふうに考えております。

そういうことで、議員御発言のように、いろんな課題が出てくると思いますので、人的にも、また能力的にも御不便をかけないような形で私の責任でもってやらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）田中議員。

○7番（田中政司君）

今の市長の答弁を聞いておりますと、神近議員は要するに、人的な配置ができるかと、今より手厚い配置ができるかということ質問されたわけですが、市長の答弁は、私の裁量でといいますか、判断でというふうな答弁だったんですね。先ほど部長が申されたこと、私は非常にわかるんですよ。窓口対応を、行ってするときには人がいないというのが一番困るんですよ。塩田と今度嬉野の総合支所と、いわゆる農林課のほうで、それもそこがないとなれば、いわゆる総合窓口になって農林関係がないとなれば嬉野へ行くんですよ。ただ、例えば、農林課というのが仮に嬉野の支所にあつて、そこへ相談へ行ったときに担当の職員がいないというのが一番困るんですよ。わざわざ行ったのに、いないと。

だから、今の嬉野の茶業振興対策室等々ありますけれども、いろんなことを行くときに人員がいないんですよ、はっきり言って。人がいないんですよ。

市長は、現場へ出て、いろんなそういう声を聞きながらというふうなことで、お茶時期には職員もいろんなところを回ったり、とにかく本当に一生懸命やっていただいております。それにはほとんど敬服しております。しかし、じゃあ、ほかのことで何か市役所に行っても、人がいないとどうしようもないんですよ。

ですから、もうはっきりもう一回、市長お願いします。いわゆるそういうことに対して今の人的配置よりも数が各部署に多くなると、できるということで理解をさせていただいていいわけですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回の配置につきまして、まだ人的な計算は最終的には行っておりません。すべての部署に今までよりふやすかどうかということにつきましては、今後検討しなくちゃいけませんけれども、私が申し上げましたのは、限られた人員でございます。また、削減傾向でございますので、それぞれの組織については、やはりスリム化をしていくわけでございますが、先ほど手厚い対応をするようにと申し上げましたのは、いわゆる本庁における窓口対応については、やはりいろんな経験を持った職員を配置させて、農政にしろ、ほかのことにつきましても、御相談があったときには答えられるだけの能力を持った者を配置したいということでお話をしたわけでございます。

今、議員御発言のすべての部署に職員を配置できるかということについては、これは実際の状況としても厳しいわけでございますので、そこらは全体やりくりをしながら努力をしていかなければならないというふうに思っております。

ですから、担当がないということになりますと、これはもうどこでも現場に出た場合はないわけでございますので、そこらにつきましては、ほかの職員がカバーをするように指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

川原議員。

**○8番（川原 等君）**

先ほどの同僚議員も話を出しましたように、合併してまだ1年半しかたっていないわけなんですけれども、嬉野地区と塩田地区の市民がまだ、一体感を持ってやっていると、そういう芽生えをしているという状態ではないと思うんですね。そういう中で、今回の本庁よりも、極端に言えば総合支所のほうが機能が充実するような機構改革がなぜ必要なのかということが1つあります。

きのうの一般質問の中でも、商工会の本所がなぜ塩田なのかと、嬉野が大きいじゃないかと、そういう話が出ました。恐らく、塩田でも嬉野でもまだそういう感じで不平不満というのはあると思うんですね。だから、今回の機構改革で、例えば、今建設課が嬉野と塩田にあります。それを1つに集約するというのは私は当然だと思うんですね。それは当然だと思うんですが、ある程度の融和がとれる状態になるまでは少し時間を置いたほうがいいんじゃないかというような気がいたします。

今回の提案のようにもし持っていった場合には、やはり塩田の住民の方の不安は増大すると思いますし、それは先々には行政に対しての不信感になると思うんですよ。今後の嬉野市の発展、一番活躍してもらわにゃならないのは、地域の力をかりてやらなければ今後の発展はないと私は考えております。そういうことを考えて今回の提案をされたのかどうか、お

尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前のお尋ねについてもお答え申し上げましたように、いわゆる現有勢力といいますか、現在の職員数と、またこれから削減しなくてはならない職員の見込みというのは既にあるわけございまして、そういう中で、私どもが今本当に取り組んでおります、今回、融和、健康、地域力という3つの予算を本当に効率的に動かすためには、予算の投資効果を出していくためにはどのような組織がいいのかということとずっと検討をしてきたわけございまして、そういう点は議員の御発言の趣旨についても十分理解いたします。

そういうことで、この組織を実際動かすことによって、議員御発言のような趣旨も私はできていくのではないかなというふうに思っております。

時期的な課題もあるということはもう十分承知をいたしておりますけれども、やはり目の前に職員の削減というのを毎年続けていかなければならないという課題があるわけございしますので、できる限り住民の方に御理解いただいて、スピーディーといいますか、効率的に私どもも組織のあり方については当然検討していくべきだということとございしますので、今回御提案をさせていただいたということとございします。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

先ほども、例えば、建設課、その分の2カ所あるのを1カ所に集約すると、その分については非常にいいことだと思いますけれども、私が思うに、先ほど、本庁に来庁者が見えられて、その対応を今協議されていまして。私は今の役所の制度は縦型社会、そういう社会だと思います。議員になって痛切に感じましたけれども。嬉野市で部長制度をとられまして、その一つの対策としては、結局、横のつながりをつくるためということじゃないかという気もしました。そういうことを考えて、例えば、今、産業部も全部、嬉野総合支所にとという話ですけれども、私は、例えば、建設課が塩田に来れば、本庁に来れば、農林課は嬉野支所にとという考えを持つわけなんです。なぜそういうふうにするかといえ、ある程度わかる専門職が、その中にはわかるといいますか、要するに、建設課にしる農林課にしる、ある程度のやり方は同じだと思うんです。内容は違うにしてもですね。建設課が本庁に来れば、来庁者の方が極端に言えば農林課のいろんなことで見えられたと、そういうことが多々あると思いますけれども、そのときには建設課におられるだれかが、ある程度わかった人が対応ができると思うんですね。その大きい対応は当然、農林課であれば嬉野支所に行ってもらわなけ

ればいけないと思いますけれども、ある程度の範囲の相談はそこで対処できると思うんです。それが結局、地域の住民のサービスの質を落とさないと、私はそういうことを感じているわけですけど、その点についてはどうですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、今おっしゃいましたことは理解できるわけですけども、現在でもおのあのの業務については別々に相談をされていますけど、これを統合すれば当然いいことがありますけど、確かに建設課と農林課と職員がかなり、旧塩田町、旧嬉野町も、特に技術の職員は交流をして、ある程度過ぎれば農林課に行ったり建設課に戻ったりしておったので、その辺はほかの職員よりか理解はできるかと思えます。

ただ、これも今回ある程度事務の効率を目指したのは、1つは部長制もございまして、結局、命令系統が両方であれば当然、今でも、例えば、産業振興部長がいらっしゃったときは当然、本庁の分と支所の分をまた寄せて戻してという、結構その間の交流が文書決裁にしてもかなり手間を食っておりました。そういうことがありましたので、特に事業の進め方としては1つに統合したほうがいいだろうということが1つ理由としてございます。それと、先ほど申し上げましたように、同じ仕事をするなら、ある程度職員を寄せて現場の対応はできるんじゃないだろうか。現在、かなり外注をさせていただいております。それあたりも簡単な測量なんか単独の事業については、基本的に速やかに、職員を集約しておけばできるんじゃないだろうかということで、特に産業部、建設と農林の事業課を今回集約しておりますけれども、そういうことも1つは目指しておりますので、そういう意味合いの統合の仕方でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

今の話を聞きますと、要するに、行政サイドの効率を高めるために、住民のサービスを考えていないように聞こえますけれども。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

確かに、今おっしゃったような指摘があるかと思えます。ただ、速やかにするということも逆に住民サービスだということで対応をさせていただきたいということが1つあります。

今、議員御指摘のように、建設課と農林を別々にすみ分けをしてやれば、確かにその分は

それで済むかわかりませんが、それでもやっぱり全体の、例えば、災害が起こったときに、すみ分けをした場合に、農林災、土木災という形のすみ分けができないところもありますので、一緒に対応すれば速やかに対応できるかということもありますので、その辺も考えての組織の再編だということで、お客様のサービスについてはスムーズに、行政サイドの立場と言われるかもわかりませんが、速やかにできることも一つの理由じゃなかろうかということで、その辺は御理解を市民の方にさせていただくしかないのかなということで考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

同僚議員のことで大体議案第35号はわかりましたが、議案第36号ですね。これはなぜ挿入をされるかですね。「嬉野市役所塩田庁舎」、これをなぜ入れておられるか。

それから、議案第37号、議案第38号ですね……

○議長（山口 要君）

議案第37号までです。

○9番（織田菊男君）続

済みません。

議案第37号ですね。これは第3条に「（総合支所長等）」と書いてあります。その後に「（委員）」ということで書いてあります。これはどういう意味か、ちょっとわかりづらいので、わかりやすく、どういうふうな権限になるか、その辺を説明お願いいたします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

この議案第36号については、基本的に嬉野市役所の位置を定める条例ということで、事務所の位置ということで、あくまで本庁の位置が事務所の位置ということで御理解いただきたいと思います。

第2条につきましては、これは業務を主体的に行うということで今回定めるものでございます。特に、今までは総合支所方式でお互いにやっておったわけですが、今回、産業振興部ということで、嬉野に機構改革でまち整備と産業振興部の業務を統一したものでございますので、主体的にどこで行うかということの定めが必要になったもので、このように庁舎の位置を定めたものでございます。業務をするために、主体的に行うために定めたということで第2条を追加したものでございます。

○議長（山口 要君）

議案第37号は。

○総務部長（中島庸二君）

議案第37号につきましては、合併のときにさまざまなケースが出てくるだろうということで、この第3条を特別の所管区域の特例ということで定めてあったわけですが、総合支所というのはあくまで所管区域が旧嬉野町ということの定めが法律的にございます。それをあえてそれ以外に全域で所管をすることができるということで特例を定めておりましたけど、はっきり申し上げれば、条例的に非常に不都合な条例ということで、不都合というか、条例になじまないという特例でございましたので、今回あえて削除させていただくものでございます。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

今回全協で説明がございましたが、事業課がほとんど嬉野に行くということで説明を受けております。特に私の場合は農業をやっておりますのでわかりますが、塩田と嬉野とは農業の形態が違います。流れも違います。そういう点で、違うところでしばらくそういう点にタッチしていなかったら、流れがありますので、わからなくなると思います。

また、工業に対しても、こちらには工業団地がございます。嬉野のほうには工業団地があるというのは聞いたことはございません。こういうのは一応議案第35号のときにほかの同僚議員が言いましたが、もっと検討をして、大体こういうふうにするというふうな形で市長が先立ってこういうふうな感じですからということで言われた後に検討をされて決めるべきじゃないかと。

それから、やはり私たちの考え方といたしましては、塩田が本庁でございます。よそからお客さんは、ほとんど本庁に参ります。支所には参りません、特別のことを除けば。だから、事業課も私はむしろ塩田に置くべきじゃないかと、本庁は本庁でいくべきじゃないかという考えを持っております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、昨日の一般質問でもお答え申し上げましたように、塩田を本庁と、嬉野を総合支所という合併当初の約束は変えるつもりは毛頭ございません。そういうことで今後も行っていくわけですが、人員的な問題等がございまして、やはりより効率的にその仕事をしていくということになりますと、現在検討しましたのが一番今の

段階では効果が上がっていくというふうに判断をしたわけでございますので、御理解いただきたいと思っております。

今、議員御発言の接客の問題とか、そしてまた、いろんな業務の課題につきましては、それはそういうことが起きないように私どもとしても真摯に努力をしていきたいと思っておりますのでございます。

いろんな条件とか、そういうのが変わる場合にはいろんなこともあると思っておりますけれども、そこら辺につきましては、これは私どもの責任で精いっぱい努力をさせていただきたいと思っておりますし、また、先ほど部長が申しあげましたように、限られた人員の中で本当に成果を上げていかなければならないというふうに考えておりますので、今回こういうふうな組織になったわけでございます。ただ、この組織がいつまでも続くかということでは、部長が申しあげましたように、常に組織は流動的であらなければならないと思っております。現時点で考えたときには、この組織で行政効果、また行政のサービスを堅持できるのではないかとというふうに判断をしたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

**○議長（山口 要君）**

織田議員。

**○9番（織田菊男君）**

事業課の場合、やはりある程度の専門知識は要すると思っております。そういう点で、受け付けだけ管財課です、これは対応ができないんじゃないかと思っております。専門職を、やはり説明ができる方がいるべきじゃないかと。また、嬉野のほうに行きましても、塩田のほうからお客さんが行きまして、担当がいないと、こういうことも考えられます。だから、そういう点で受け付けをして、ある程度の専門的なことをできるのが、そういう点が市民に対してのサービス、こういうのがなかったら市民に対してのサービスの低下が認められるんじゃないですか。そういう点で、人間的なことももっとよく考えてもらいたいと考えております。

**○議長（山口 要君）**

総務部長。

**○総務部長（中島庸二君）**

お答えいたします。

今御指摘の件でございますけれども、今回、まち整備課というふうに定めておりますけど、これについてはある程度改良の余地があるとか、このところをこういうふうにしてほしいという陳情があった場合でも、あくまで現場に出向かなくてはいけないケースが結構あるかと思っております。それで、先ほど別の議員から御指摘がありました農林課との対応とは若干違ってくるかと思っておりますので、お聞きをして、担当の課長なり部長なりに申しあげれば、当然、後日出向くとか、その場に来て一緒に現場に行くという形もできるかと思っておりますので、速やかに対応できるという問題ではないような気がいたします。

そういうことで、まち整備についてはそんな形でいいと思いますけれども、例えば、産業課の分については、確かにある程度専門職があって、御指摘があれば、そこである程度の、電話なりで受け取っても速やかな答えを要求されるケースがあるかと思しますので、この組織の中でまち整備については私は余り心配をしていないという感覚があります。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

今まで質問された同僚議員と若干重複する分もあるかと思いますが、まず3点お伺いを申し上げます。

今、市長、並びに総務部長より説明がございましたが、旧塩田町民の方々に一応このことを説明いたしましたけれども、非常にやはり行政に対する不信感というのが、地域根性もあるかもわかりませんが、これは否めません。ですから、総務部長は事務の効率化、あるいは職員の数が足りないからせにやいかんのだということでございましょうが、私は、合併されて1年半でこれをやると、恐らく3月議会でもちょっとだけ一応空気をにおわせたというふうなことを総務部長もおっしゃいましたが、行政のプロの幹部職員の方々がスタート時にこの機構をつくられて、そして、1年半でもう既に3月では考えておったということは、私にはそういうのは非常に理解しにくい。行政のプロがしておいて、しかも、両町民が融和と、あるいは市長がよく歓声が聞こえるまちと言われますけれども、1年もせんうち、そういうことを既にもう行政のプロの方が考えておられたということ、私は逆に考えると何なのかなと、逆に私は住民の方に説明するときはどうやって説明していいのかというのを今非常に迷っております。

まず1点、それをどういうふうにあなたたちが、プロが1年半でこういう企画をされたのかということ、これを住民に我々議員として説明するにはどうやったらいいのか、教えていただきたい。

2番目に、これをじっと見ると、分庁方式ではないというようなこともちょろっと言われましたけど、まさしく分庁方式じゃないかなと、私はこう見るんですね。条例で書いてありますけれども。

だから、結局、この一番肝心かなめの産業振興部、ただいま農業のことも言われましたけれども、これは塩田町にとっても非常に重大なこと、ですから、本庁を塩田に置いておいて、わざわざ住民に直接関係のある部をそのまま向こうに持っていくと。これについても非常に、私は融和を図られるどころか、非常に行政に対する不満の声が噴出するということは明らかでございます。その辺を十分に考慮に入れて説明をいただきたい。

3番目、じゃあ、今の案で嬉野に職員は何名やられようとしよるのか。そして、やった場

合には当然向こうの庁舎の改造改築も、若干予算も上げてありますけれども、そこにはもつと予算がかかりやせんかなと私は思っておるんですが、あわせて3点答弁願いたい。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

前議員さんたちの質問の中でもちょっと申しおくれましたけれども、今回の合併時のこの行政組織につきましては、まず、合併の経緯で、1市3町で協議をしていたときと違いまして、2町で合併したときにどのような組織をつくるかということで、当然、現況のままに組織はそのまま残すという形でスタートをされた組織だと理解申し上げております。これを実際、何回も言われますけれども、住民の側ばかりじゃなくて、行政のほうから見た立場で見ますと、実際に1年経過したところでの判断をしたところでございますけれども、非常に効率が悪いということで、18年度にもお願いを申し上げましたが、行政診断と、それから行革の御意見と集中改革プランですね、これを参考にしますと、やっぱりこれでは市の組織、並びに財政の負担が大きくなり、また効率が悪いという指摘もあって、この案につきましては、行政診断のある程度案を採用したものでございます。それで、この方向に向けたわけでございますけど、確かに旧町の体制からいきますと、産業振興部が向こうに行くということでございますけれども、それは効率を追求する余りにこういう形になったということでございます。ただ、将来を見据えますと、例えば、健康福祉部なり市民部、総務部にしても、完全に本庁のほうにある程度集約をせざるを得なくなる時期が来るかと思えます。

それで、今回は、今、産業振興部としては結構課題がございまして、早急にやらなくてはいけない区画整理等の仕上げ等もありまして、都市計画課を新たに設けたりしております。業務の進捗に合わせて産業振興部を支所のほうに移したということでございます。だから、ほかの機能については、やっぱり総合方式、分庁方式、並びに本庁方式に、今の行政組織になるとそのような方向に進まなくてはいけないということで、これは合併でもある程度確認をされていることだと思いますけど、そのような経緯で今回は業務の効率性のある程度重視し、また、行政診断等の結果も受けまして、このような組織にまず手をつけたということでございます。

住民の方に説明ということでございますけど、先ほど市長が申し上げましたように、やっぱり今後御理解をいただくためには説明を随時していくつもりでございます。

それと、今回のこの職員の異動でございますけど、今、議員の方がいろいろ御指摘なり御意見なりを賜りましたので、はっきりした数字はまだ、若干そのようなところを補充したり補強したりしなくてはいけないところが出てくるかと思えますので、御意見等は賜って、その辺を参考にすれば若干動く可能性はありますけれども、現在の組織は本庁が4月1日付で

124人、支所が93名でございます。これもあくまで組織で、例えば、保育所あたりは本庁にぶら下がっておりますので、数でございます。それを今回この7月1日の組織に改編したとして、本庁が104人、支所が113人で、ほとんど産業振興部の動くのがメインでございますけれども、合計約19人、この組織をつくったときの想定で上げれば、このような形になります。

ただ、これにつきましては、今申し上げたのは、あくまで仮定でございます。各部から出しております総体の人数とかなんかは当然、総合支所のほうに現在カウントされておりますので、若干の変動は出てくるかと思えますし、また、部、課の内容も事務分掌等がすみ分けをきちっとせざるを得ませんので、少しアバウトのところもございますので、大体のはめたところでの想定はこのような格好になっているということで御理解いただきたいと思います。

ただ、これについては十分、プラス・マイナス10あたりの前後、異動は結構あるかと思えますので、各部等についてもまだ細部にわたっての確定数字は出ておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

部長の話では、行政診断と行革の意見を参考にしたということですが、そうであっても、やはり執行部の方がそれを見て、これは早急にせにやいかんというふうに感じられたからこそやってこられたと思うんですね。向こうは何も、それを絶対しろというふうなことはないはずですから。だから、その辺を最終的には執行部の方が、市長初め部長さん連中の会合でされたと思うんですが、その辺を塩田町の住民の方にも、じゃあ、それが実際住民サービスとしてどうやって生きてくるのかなというのが、私は住民から見ればどうしてもそれが気になるわけですね。不便さ等々も先ほど同僚議員からもありましたけれども、産業振興の総合窓口は一応管財グループで対応するというところですが、これも非常に問題でございます。

先ほど同僚議員も言われましたように、やはりそこに担当がおらんやっただけではどうもこうもならんわけですね。本所でそういう対応ができないわけですから。だから、この辺ももう一回、私は、市長、総務部長、どっちでも結構ですから、やはりこれは本所として、旧塩田町民の皆さんが農業者にしても、この産業振興にかかわっておる住民の方の御不満な点、あるいは聞きたい点等々については、このグループで本当に対応できるのかなというふうなことを私は非常に心配するわけですが、これについての改良点は考える余地はございませんか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

産業振興部の総合窓口ということで財政の管財のほうに位置づけをさせていただいておりますけれども、これについては、ちょっと話は違いますけれども、生活環境課が、特に嬉野は観光地でございますので、環境対策等もございまして、これについて市民部のほうで本庁では持つということになっております。こういう関係で、別に、この組織機構では財政のところにありますので、非常に違和感を抱かれると思いますけれども、あくまでこの中身についてはこういうのを熟知して、それなりに理解ができる職員を当然配置すべきだということ考えておりますので、これをどこに置くかという形で非常に迷っておりますけれども、お客様としては、直接日常のすぐ対応できる課が1階で、事業等に絡む内容の説明については財政課のところでもよくはないかということで、ここに張りつけをさせていただいております。

結局、この中については、委員会等でも御指摘をいただきましたけど、できるだけ能力のある職員、また、そういういろいろの施策に精通した職員を置いていただくということを要望もいただいておりますので、その辺で人選に対応をさせていただいて、できるだけ迷惑をかけないように配置をしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

部長から、この窓口についての説明がございましたが、なるべく専門家なり置いて不足のないようにということでございますが、やはり私は、もし実際にこれをされるとなれば、当然塩田住民の方には逆にプラスには何らならんと思うんですね。だから、その説明を市長はこれから十分やっていくというふうなことでございますが、これは非常に説明をやられても、どうしても感情的に、やっぱり町民感情としてどうしてもわかりにくいといいますか、これはぬぐえないと思います。だから、これは相当な時間もかかろうと思います。

今後については、やってみて、これですべてが決まりじゃないよというふうな御答弁もございましたけれども、旧塩田町民にとっては、こういう事業部、それから農林のほうですね、これをすばっと支所のほうに行ったら、これについては非常に違和感を持っておられますことは事実でございますので、これについてはやはり今後も何らかの手直しをされるべきは十分に手直しされることを希望し、また、最後に市長より、住民の方々にこれについての説明の決意のほどを述べていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の組織のあり方につきましては、先ほど申し上げましたように、3月の議会では一応7月ということ考えているということでお話し申し上げましたけれども、どうしても総体という大きなものを絡んでおりまして、慎重審議を検討いたしました結果、9月でお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

私が9月ということぜひお願いしたいと考えておりますのは、これはもう以前からでございますけれども、やはり予算の問題がございまして、予算を責任を持ってつくり、また、予算を責任持って動かしていくというのが職員には常に求めてきたところございまして、私どもが7月異動ということをやってきたのもそういうことございまして、もう9月に異動をいたしますと、実は来年度の予算を新しく配置された職員がつくっていくわけでございますので、そういうことで来年度、新年度のことを考えてまいりますと、より効果的に動かしていくということになりますと、9月で実施をさせていただいて、早速来年度の事業等について研修をして、しっかりとした予算を組んでいく必要があると、そしてまた、そこでしっかりとした形で動かしていくということで、9月ということ考えたわけでございます。

それともう1つは、今議員御発言の組織がどのようなことになるのかということでお尋ねでございますが、これはもう私が先ほどからお答えを申しておりますように、やはり全体的に近い将来、やっぱり40名近くの職員が減っていくわけでございますので、そういう中で常に組織は動いていくというふうに考えております。そういう中で、現在とれる一番行政サービスを低下させない組織としてはこれがいいのではないかとこのように考えておるところでございますので、そこら辺につきましては地区のほうにも、きのうもお話ししましたように、御承認をいただければ、各地区を回るのか、まとまっていただくのか、そこら辺についてはこれから検討したいと思っておりますけれども、説明をさせていただいて、私どもがいかんしてサービスを確保していくのかという覚悟については御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

所管なんですけどね、市長がちょっとおられなかったものですから、若干お伺いをしたいと思っております。

私自身は、合併することによって役所というものが住民から遠のいていくんだというのは過去の事例でいっぱいあったわけですね。それを承知で合併の道を選んできたわけです。た

だ、合併するに当たって、市民の皆さんに不便をかけないために総合支所方式というものをとったということだと思えます。1年4カ月、5カ月やってきて、どうしてもふぐあいが生じたということで機構改革ということになるかと思えます。その問題に若干関連する部分で、私はもうあえて部設置条例のことで1点だけお伺いをいたします。

総務部長からも御説明の一端は受けたんですけどね、いわゆる6部制から4部制に今回するというような話なんですね。県下でも旧嬉野町時代、初めての部制の取り入れだったと思えますね。横の連携をとるとのことと、もう1つは、1つの部が政策集団だというようなことでの提案だったと思えます。今回のを見れば、やめる方に合わせた中で4部制というのが提案をされているわけですね。果たして、これが部制というものが本当に必要ということでこういう提案をされたのかなと不思議でならないわけですよ。来年になれば、そしたら2部制になるのかと、来年は総務部と市民部あわせて何とか部とつくる、こういうことになるのかとか、こういうことを思ってしまうわけですよ。

1点お聞きしたいのは、部制というものを今後も続けていかれるのかということと、なぜ今回の組織改革の中で、いわゆる降格はできないというようなことで部制を残しますと、若干そういう説明を受けたわけですよ。私はそれはおかしいと思えます。いわゆる部長待遇でもって職名は幾らでもつけられる、そういうことを地公法とか、地方自治法に抵触するのかと、私はしないと思えます。もうこれだけ人が減れば、いわゆる幹部の見直しを全面的にやらない限り、やっぱり業務は回らないようになってきておるわけですね。というのが、先ほどから出ていますように、37%の幹部の率なんです。これは異常なんです。30%、28%ぐらいが、私の職場でもそのぐらいの割合なんです。これは合併したからしょうがないです、今はですね。となれば、部制、部長を置かんで、部長待遇でもって課長の仕事をさせていただくと。じゃあ、課長も降格させにやいかんやないかとなるけれども、それは待遇は変えなくて職名を変えることによってできると思えます。

今この組織を見れば、総務課も旧両町にあつて、課長も2人置くと。なぜ1人にできなかったかと。1人は職名を変えて副課長の仕事をせざるを得ない。担務を変えていくという、こういうことも考えてよかつたのではないかというふうに思えますね。今どこの職場もそうですよ。従来の課長の仕事じゃなくて、下部の仕事を担務をとってやらないと、もう回らないように、人を減らすとなつておるわけですよ。どこでもそういうふうに、よその企業はやっておるわけですね。そのことが今回なぜできなかったのかと、1つが疑問に思えてならないんです。降格してはならない。待遇はそのまましておいて、職名を変えればいいじゃないですか。こういうことになぜ踏み込んでいただけなかったのかなというのが1つ疑問として残るわけですね。そこら辺については総務部長もなかなか言いづらいもんですから、市長がおられなかつたもんですから、私、所管ですけれども、そこら辺についてお伺いをいたします。

まず1つは、やっぱり部制の問題の考え方ですね。そして、自然減少になったときは部制は廃止するという方向なのか、そこら辺。そして、課長の問題、担務の問題、そこら辺についてお伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

部制につきましては、これは部の数の問題は別にいたしまして、これからも組織として保っていききたいというふうに思っております。

これは以前から話しておりますように、やはり部長というのはその統括部の全般的なことを統括いたしますけれども、一つの将来的な政策を考えていくグループの中でそれだけの仕事をしていただくというふうに考えておるところでございます。

今回、降格等とか、また組織の変更をそこまで踏み込まなかったかというようなことでございますけれども、議員御承知のように、これから数年間、相当な退職者が出ていくわけございまして、そういうことを考えてまいりますときに、最終的にはもう少し組織的には現状を維持しながら安定的に動かしていくということが必要だろうというふうに考えたわけございまして、そういう点で、もちろんいろんな業務の中身によって変えていくというのは、それは当然だと思いますけれども、今回はそこまでは立ち入らないで検討したということでございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

部長の説明の中で、いわゆる広域とかに人をとられているわけですね。今度も後期高齢者の分の広域が出てきたと。部長の言い方からすれば、いわゆる末端の組織、この人たちの人員が足りないというふうに判断を私どもはするわけですね。となれば、この6人今部長を、要するに、廃止することによって末端の仕事に重点的にできるようになるんじゃないかと単純に思うわけですね。そこら辺の改革というのが、やるならもうそこまで踏み込んでやればよかったんじゃないかと、私は、ちょっと単純かもわかりませんが、思ったわけですね。職員は、県の中でも嬉野市は非常に少ない職員で頑張っておられるというのは、人口1,000人当たりの職員数を見てもわかるわけですね。大変苦慮されているわけです。そういうことを考えたなら、なぜ今度一気にやってくれなかったのかなというのが私の意見です。

部制については、今後続けていくと言われておりますけれども、むきになって部制を続ける必要はないと思うんです。やっぱり変える分は変えていくことが、やっていかないと、やっぱりかえって住民サービスが低下する。職種ごとの中身が違うもんですからね。やっぱり

下部にいかにか即戦力を、多くの方を置くかということがやっぱり最終的には住民サービスの向上につながるというふうに私は思えてならないものですから、そこら辺について部制はやっぱりもう来年やめればいいんじゃないですか、どうですか。部長は、今後も続けていきたいという、先ほどの答弁があったもんで。来年もうやめましょうと。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今御発言の部制ということにつきましては、名前にこだわっているということではありません。以前から申し上げておりますように、やはり統括する能力と、また政策的なものを将来にわたって立案していく能力、私どものブレーンとして、やはり組織力の中での人材として業務を要求しているわけでございますので、そういうことでございますので、現在は私どもとしては部、課という組織をつくっておりますので、部長としてやっているということでございます。いろんな組織の考え方はあるわけでございますので、それは時代によって変えていくというふうに思いますけれども、いわゆる私が要求しております能力についての現在の部制の中では部長が必要だというふうに考えております。

以上でございます。（「今後は」と呼ぶ者あり）

お答申し上げます。

今後、いわゆる部制というものを続けていく以上は必要だというふうに思って、先ほどもお答えしたところでございまして、また、いろんな呼び方を変え、また組織が変わっていけば、そこには人が必要でございますので、今のような仕事をしてもらおう人材は必ず必要だというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

1つですね、今回の設置条例を見ますと、産業振興部というのが事業課ということで所管と、分掌事務は農林課、商工観光課、まち整備課、都市計画課、下水道課とすごいものを、事業課の分全部お持ちの部長になられるわけですね。私は素人考えですけども、そうなれば、もう印鑑を押すだけで毎日終わるんじゃないかというような気がしてならないんですよ。政策的なものとか、そういうものが本当に発揮できるのかと。私、単純に考えれば、この産業振興部長は頭脳もよくて、要するに精神力も強くて、気力もすごい人になるのかなというような判断をするわけですよ。部長というのは、議会だけの対策の部長じゃないと思うんですよ。やっておられると思うんですよ。今でもかなり厳しい状況だと思わなければならない、こんなの、産業振興部長ってやっていけるのかなという、ちょっと大変な業務だなと

ということに対する市長の考えと、そして、もう一回戻りますが、先ほど総務部長の中で、本所にも総合支所にも課長がおって、いろんな権限等の問題で問題点があったということだという事を言われましたが、実際今度の改革案を見れば、やっぱり両町に課長がおられると、これをなぜ払拭しなかったのかという疑問点なんですよ。そこら辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これからの組織に対する、いわゆる管理職のあり方というのはさまざまなことが要求されるわけございまして、今回、産業振興部の部長の職責の、もちろん日常の業務の遂行ということもあるわけございまして、やはり対外的な課題とか、また、いわゆる上位団体へのいろんな業務というのがあるわけございまして、そういう点は課長と分けて努力をしてくれるというふうに期待をしているところでございます。

また、総務のところについての支所での課長の扱いでございますが、私どもも今回できたら統合できたという事で検討したわけございまして、やはりここに職種として上げております防犯とか防災とか、今のことを考えたときには、いましばらく存在させていて、両方で管理職となる者が総務については必要だというふうに判断をしたということございまして。これにつきましても将来的には十分検討していかなければならないと思っております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

私も総務委員の所管ということで、総務委員会ではさまざまな議論が行われましたけれども、市長とまた副市長、執行権者がいなかった部分でありますので、大きな組織の見直しということで市長、副市長に質問をしていきたいと思っております。

今回の組織の機構改革に伴って6部から4部に変えていくということに対して、原点に戻れば、合併協議会の折に戻って議論していけば、調整内容について事務組織及び機構の取り扱いについてということに顧みますと、この組織の機構整備方針に基づいては中・長期的に組織機構の見直しを行うというふうなことが調整内容にうたわれております。にもかかわらず、1年半という短い時間でこれを変えていくというのは市民の理解はいただけないだろうと、合併の基本、調整内容に反するじゃないかというようなことで、塩田地区の人たちもさまざまな議論が及ぶんじゃないかと思っております。そのことについて市長はどのように説明責任を果していくのか、その点まずお尋ねしたいと思っております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

当然、合併の際には、それぞれの組織があったわけでございますので、その組織を尊重しながら合併していこうということであったらと思います。そういうことで、私自身も協議の席におりましたし、十分理解はいたしております。

そういう中で、合併いたしまして、先ほど部長が申しあげましたように、いわゆる現有勢力の中で本当に住民のための行政サービスを確保していくということになりますと、時間の問題はありますけれども、適時、組織については見直しをしていかなければならないというふうに考えておるところでございます、今回取り組みをいたしたということでございます。

ですから、中期、長期で早過ぎるじゃないかという意見は当然理解はいたしますけれども、やはり現在の全体的な業務の拡大と、また人員の削減という中で今回取り組みをさせていただいたということで説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

合併の原点に戻って質問しておりますけれども、まず合併の協議内容については、やはり協議会の会長でありました谷口、当時町長ですけれどね、その方もやっぱりルールをきちっと守っていくべきということで、やっとな嬉野、塩田が融和と協調、歓声の聞こえる嬉野市まちづくりということで言われておりますけれども、この問題について大きな波紋を残すんじゃないかと思うわけですよ。その点について市民にしっかりと説明しない限りは、嬉野市政が根幹から崩れてくるんじゃないかと私は懸念をいたしております。

そういうことで、この関係については、やはり事務事業の混乱、そしてまた、停滞を回避するための観点からというようなことであつたわけですが、こういう機構の改革に伴って住民に対する混乱をどう回避していくのか、その点はどうかお考えなのか、お尋ねします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

業務が停滞しないということ、また市民の方にわかりやすく今回の新しい組織について説明をし御利用いただくということは肝要であらうと思っておりますので、まず新しい組織に

なった場合につきましては、今まで以上に市職員に対し徹底して住民の御要望に十分おこたえするように指導をしてみたいというふうを考えておるところでございます。

それとまた、今回の組織の変更について住民の方に御不便をかけないように職員が率先して説明をし、また、地域でも努力すべきだということで説明を指導してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

市長はそれぞれ考えのもとでやっておられますけれども、住民サイド、果たして理解がいただけるだろうかという心配を私はしております。

あわせて、今回の機構改革に伴って、副市長としてどのような見解をお持ちなのか。そしてまた、塩田地区民に対するどういう説明が求められるのか、その点はきちっと示していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

ただいままでいろいろな議論が、貴重な御提言がなされておったわけでございます。冒頭から総務部長も申しておりますように、非常に当初の合併の段階から住民に迷惑をかけるというようなことを第一前提に持ってきたことであろうかと思いますが、それぞれの事務、部、課を嬉野にも塩田にもというようなことで配置がなされた経緯があったのかというふうに思っております。

合併して1年半たった今、いろいろな社会的な構造等も変化してきておりますけれども、いわゆる財政の今の見通しといたしましては、非常に今後も厳しい状況が見込まれるわけでございまして、その人員の、当初から配置をしてきました部、課の設置が非常に効率が悪いというようなことが浮き彫りになってきたわけでございまして、その効率をいい方向に解消するために、また、いろいろな人員の不足等も既に生じたところもございまして、このような形にせざるを得ないのかなというようなことを私自身、常々思っておったわけでございまして、非常にこの分につきましては、やはり市民の皆様に対して十分な説明をする必要があらうというふうに思います。この件につきましては先ほど来、市長からるる御説明がっておりますように、私といたしましても、あらゆる機会を通じて住民の皆さん方に御説明をすべきであろうということで私も思っておるわけでございます。

不足の部分はいろいろその状況に応じまして機動的に補正、補充をいたすというようなことも先ほどから出ておりましたので、そのようなことで今後も私自身、対処してみたい

というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

私は、きのう一般質問で、この議案についてじゃなくて、いわゆる大綱、集中プランで一般質問をやっておりましたが、議長からとめられました。そういうことで、この場で質問をしたいと思います。

先ほどから、合併協議会のいきさつ等も出ております。合併協議会の折に基本的に合意した事項の中で、総合支所方式ということで来たわけでございますが、ここに条例が出ておるように、総合支所方式かなと疑わざるを得ないような今回の条例も出ております。というのは、産業振興部を全部支所に持っていくという。

それと、先ほどから8番川原議員の質問に対して、課をまち整備課を建設のほう、そういった提案もあった中で、つながりということが言われました。そうすれば、教育委員会教育長、教育次長、ここは両方に分かれるわけですね。話が矛盾すると、先ほどからいろいろ答弁を聞いておりますが、住民の方がはっきりと仕事が、先ほどからずっと意見が出ております、効率が悪かったと。そして、効率をよくするためにこういう案が出されたわけですが、その押しつけは全部市民に来ておるわけですね。窓口が今、産業振興総合窓口。なかなかこれでは住民に我々は説明できません、特に塩田の人間として。もっとはっきり、こういうことでこうだったと。あくまでもこれはおたくたちの人員の都合と私は思わざるを得んわけです、先ほど20番議員からの質問に対しても、聞きよって、非常に苦し紛れの答弁だと私は思うわけですね。

そして、その合併協議会のときにいろんなプランを出されたのは執行部ですよ。合併協議会の執行部以外の委員さんが示された案には同意をしましたが、ここをこうしなさい、ここをこうしなさいというのは、案はほとんどですね、協議会への案はおたくたちが出されました。そして、きのうの一般質問の11番議員のときにもありましたように、確かに職員数は減っております。しかし、人件費はふえておりますね、総体的な。なぜかというたら、物すごい数の嘱託職員さん、臨時職員さんがおられる。これはやむを得ん部分もあります。そういったことで、もう少しやり方を変えれば住民にこれだけの行政サービスの低下を招かないやり方があるんじゃないかなというのが私のきのう聞こうとした部分です。

そういったことで、私が今いろいろ申し上げましたが、そのことについて市長の答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

今回の組織のあり方につきましては、さまざまな観点から検討をしてきたわけでございますが、以前からお話し申し上げておりますように、1つは、やはり全体的な人員削減の中で本当に将来この嬉野市のサービスをどのように持っていったらいいのかということで検討をしてきたわけでございますので、そういう中で、やはりできるところについては早速でも取り組んでいこうというふうなことで今回、部の統合等も、課の取り扱い等についても検討をし、提案をさせていただいておりますのでございます。

ですから、それぞれの部と課が本庁、支所、点在しておるわけでございますので、そういう点では本庁方式、総合支所方式を堅持していく中では、当然どちらかに統合していく必要があるということは、先ほど総務部長も申し上げたとおりでございますが、そういう点で今回、1つの部がいわゆる統合になったということでございます。

ですから、先ほど申し上げておりますように、このことがすべてにつながっていくのかということじゃなくて、現時点でよりよい方向について検討をしてきたということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第35号及び36号並びに37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号 嬉野市出張所設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。織田議員。

**○9番（織田菊男君）**

議案第38号の第3条に、これ読んだらわかりますが、今の現状と、それから、これがなくなった場合のどのような違いがあるか、ちょっと説明をお願いいたします。

**○議長（山口 要君）**

総務部長。

**○総務部長（中島庸二君）**

お答え申し上げます。

議案第37号と同じ理由でございますけれども、基本的には、例えば、今おっしゃいました第3条でこの規定にかかわること、拡大解釈をいたせば、住民票を、例えば、支所でも塩田の方の住民票をとれるということができるといえる場合がこの規定に該当するというような拡大解釈ができたわけですね。——拡大解釈じゃございません。それを規定したような第3条になっ

ているわけです。実際は住民票とか、いろんな諸証明は、すべてこの支所の業務の区域ではございませんので、必要ないということで理解をしていただきたいと思います。これがなくなったので、例えば、住民票が出張所でとれないとか、総合支所でとれないというような形が出てくるんじゃないかという懸念を持たれるかもわかりませんが、そういうことではございません。あくまで本来の業務の所管の区域ということでありますので、出張所で本庁の業務まですべてできますということとはできないわけですので、これを削る必要があったということでこの削減の一部改正条例を提案しているものでございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第39号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて議案質疑を行います。

議案第40号 嬉野市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号 嬉野市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号 嬉野市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 嬉野市消防団条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例を廃止する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

このことについて、この間、説明は受けましたけど、7月に基本方針をして、区長を招集して説明するとありますけど、塩田と嬉野とでは区長、または嘱託員の数が34と54で全く違って来たりしておりますけど、コミュニティーということが今後の大きな地方の、いわゆる各地域の柱になりやせんかと。そういうことでは、具体的に、基本方針は示されますけど、コミュニティーの校区制の中にどういう点までどういうふうにされていくのか、モデル地区あたりを選定と言っておられますが、具体的にもう少し説明をお願いしたいと思いますけど。

**○議長（山口 要君）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（中島文二郎君）**

お答えをいたします。

今回の設置条例の廃止につきましては、理由といたしまして、地域コミュニティーの基本方針の策定が完了したために条例の廃止をお願いしているところでございます。

この基本方針につきましては、今後、推進協議会を設けまして、具体的に進めていきたい。また、一般質問の中でも答弁がありましたように、今後、小学校区を単位とした組織で、まずは区長会のほうに説明をして、その後に校区の住民の説明会をしていくというふうなことで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

少しはわかりますけど、例えば、区長会は塩田が54人、嬉野は31でしょう。それは区長会と、嬉野では嘱託員と言って、塩田では区長兼嘱託ですから、そういうふうな集まりの方がまず校区别で集まると。集まって、例えば、久間は久間小学校と塩田小学校区だと思いますけど、そこが一つの大きな今後の嘱託の仕事をする役目じゃないかと思いますが、あと区長は各部落にはそのまま配置して、その手当は恐らく今後はどうなるかわかりませんが、私の思案では、多分、部落で受け持つのじゃないかなという気がしますが、そういった意味についても、もしお考えあらればですね。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

今回、議案としてお願いしておりますのは、地域コミュニティ審議会の設置条例を廃止する条例ということで、先ほど申しましたように、このことについては基本方針が作成をされたということで、今後はこの基本方針に基づいて市として進めていきたいというふうに考えておりますので、今回提案をしております設置条例の廃止ということでお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

何回も済みませんが、基本方針というものは、私はまだ見ておりませんから、わかりませんが、もし、例えば、議会が終わって各部落で常会があって、こういうことについて説明が私たちができる範囲の説明はどの辺までできるかなということ。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

この基本方針については、一応議員のほうにもお配りをしているというふうに思っております。今後、先ほど話しましたように、基本的には校区ということになっておりますので、小学校区となっておりますので、小学校区の区長に、まず理解をしていただきまして、その後には校区の住民の方に説明に参りたいというふうに考えております。

その中でいろんな問題も出てくると思いますが、この基本方針に基づいて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから8ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで8ページまでの質疑を終わります。

次に、議案書9ページから17ページまで、事項別明細書歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入9ページから17ページまでの質疑を終わります。

次に、歳出事項別明細書18ページから25ページまで、第1款. 議会費、第2款. 総務費及び第3款. 民生費について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

19ページです。7目. 地域情報化推進費の中で、これはもう一括して質問したいと思いますが、委託料が今回システム変更ということで、2,800千円の増額、そして、備品購入費として情報ネットワーク端末が今度、逆に3,835千円の減額というふうになっております。この点について詳しい御説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、委託料、これは2,800千円、それと、その下の工事請負費の3,100千円、これについては今回の機構改革に伴う異動等に絡みます委託料、工事費でございます。

それと、18の備品購入費でございますが、これは当初予算でお願いしておりました職員の端末の34台、これの購入に係る分でございますが、今回、入札を行いまして不用となりましたので、これを減額いたしまして、なるべく委託料、工事請負費に充当したいということで、実績に応じた額で減額をしておるところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

不用になったという理由は何なんですかね。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

入札に伴う減額ですね。入札減でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

この購入費については、当初予算のときもかなりお話が出たと思うんですね。かなり高額じゃないかというお話の中でね。そういう中で今回、3,830千円という減額。大きな減額で、それはいいと思うんですよ。ただし、当初予算の組み方がやはりどうしてもこれは甘かったんじゃないかなと。多分、これ当初7,950千円ですかね、当初予算では。約半分近くになったわけでしょう。それを考えると、ちょっと考え方が甘かったんじゃないかなという気がするわけですよ。幾ら入札減と言いながらもですよ。そのあたりの考えはどうなんですかね。今後の考え方として。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

御発言のとおりだと思います。当初、端末機の34台分の定価相当額を議会にお願いして、当初予算として掲げておりました。非常に今、パソコンが進化、進化といいますか、毎日新しくなっているわけですが、その中で最新のビスタというのが出ておりましたので、それを購入予定で当初見ておりましたけど、それを購入した場合、別の、例えば、プリンターとかなんとも設定も全部かえにやいかんというふぐあいが出てまいりましたので、もう1つランクが低いもので入札を行ったということで、こういう大きな不用額というのが生じております。今後は、そういうのももっと事前に注意しながら予算計上していきたいと思えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）園田議員。

○5番（園田浩之君）

関連と言いはしたものの、ちょっと関連するかどうかわかりません。

企画課長の答弁をお聞きしまして、前回の川原議員の一般質問の中で、この件は質疑のほうに関連するから質問はちょっとここまでという議長からのストップがかかりまして、その後どうなったか、ちょっと私も記憶にないんですけども、今回、3月議会の議会だよりを自分が編集委員としてつくっていて、5月に発行されまして、その後、川原議員の公用車の件のことを見られた読者で、なおかつ車に関係する方からの情報というか、その中で、今回また公用車を購入するに当たって、かなり高額レベルの高い、グレードの高いのが入札に行われたけど、どういうことやろうかということがありましたので、そこら辺を川原議員の質問に対して企画課長がどういうふうな、今後改めると先ほどおっしゃったけれども、そこら辺がどうなのかなと思って、ちょっと関連するか、しないかわかりませんが、尋ねてみました。6月の頭ぐらいに入札が行われたという話でございました。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

公用車の購入についてのお尋ねでございますけれども、特段グレードの高い車を入札にかけたとは思っておりません。スタンダードといえますか、それよりワンランク上を大体の基準ということでやっておりますので、最低の仕様があればということで入札にかけたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

所管課のことではございますが、実は私も電話を受けたわけです。その方も自動車関係の業界の人でございます。この方がテレビ放映で川原議員の一般質問の模様を見ておったと。さらに、議会だよりでこの記事を見た。そして、なおかつ、こういう車をやっぱり市役所は要るとですかと。市役所は軽ライトバンで、例えば、博多まででん、鹿児島まででん、出張でもしんさつとですかと。私も実は軽ライトバンの中古を使っております、現在。おたくの使っとんさあ軽ライトバンよりも350千円は新車価格で違うんですよと。これだけ行財政改革と言いながら、これでいいのかというのを電話先で言われて、改めてけさ、ちょつときのう、その発言をしたわけですけど、けさもその方と電話で話してみました。

それで、議事録を改めて読み返してみまして、議事録の127ページから133ページの部分で川原さんの質問がっております。そこで、これは予算に関係することだからということで質問を中断されております。その後、どこかで川原さんがもう一回聞いておるかなということで、予算のところを実は2時半までかけてずっと読んでおったんですけど、審議の中では全然、川原議員は発言されておられません。

ですからですけど、642ページ、これは財政課長は、これはほかのことでございますけど、今後はこういった指摘があったものに限らず、経常経費の節減につながるように点検、チェックを行っていきたいと、こういう発言をなされております。

さらに、市長は同じ642ページで、対策をとっていないものにつきましては、とるようにつまは、指摘をしているわけでございますが、この点については確認を私もしておりませんと思いますので、もう一回、今後検討させていただいて、善処策をとっていきたいと思いますと、これは別のことではございますが、前向きに経費節減の、これ経費節減の問題なんですよね。これは質問者は神近議員の質問に対しての答弁ですが、ページ数が642ページです。

こういうふうな前向きな答弁いただいているわけでございますが、実際やっていることは、自動車屋でありながら、これはグレードが高過ぎるじゃないかというふうな車の入札がつい先日あっておるはずなんですよ。あつとつか、あつとらんか知りません。こういうふうな御

案内がありましたよと。実は私も百姓をやっておるもので、5月は大方、工場の中ばかりおって、外のことを知らんでおったわけですけど、あちこちから電話いただくわけなんです。その中で、予算書を開き、なんを開きして、電話いただいた方に説明するわけですが、議事録はつい議会始まってからいただいたもので、目通しとらんやったんですけど、改めて読み直してみれば、こういう答弁もなされておると。

そういう中であって、なおかつ自動車屋がおかしいと思うような車の、どうせ軽ライトバンで佐賀まででん行きますか。恐らく、市内だけでしょう。そういう車にあれだけのグレードを、オプションをつけにゃならんのか。この件について市長は川原議員の質問に対しては、私は華美と思っていないというふうなことでございますが、一般市民はそういうふうには思っておりません。その点について明確な御返答をお願いします。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 18 分 休憩

午後 1 時 19 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

車の問題ですけど、どの車種でどれか、ちょっと特定できませんけれども、今回、合併補助金で購入した6台につきましては、基本的に、特にディーラーさんじゃなくて、市内の業者さんに発注をするという趣旨で、下から2番目を原則選んでおります。

それと、高い、安いという比較があらわれるかもわかりませんが、基本的に取り扱いメーカーが全部各社で違うわけですので、同じ車種を決めなかった経緯がございます。例えば、ホンダ、三菱、ダイハツというふうな形で、6台をほとんど一番下から2つ選んだとして、いろいろなメーカーに均等に競争させようということでさせた経緯がございますので、一番安い車種を限定すれば安いのがあったのかわかりませんが、大体余り変わらなかったもので、各メーカーごとに分けて入札した経緯がございます。それで、参加をいただいて、辞退をされたところは辞退をされました。

そういう経緯でございましたので、私のところで特段ハイグレードの車を選定して入札した経緯ではないと思いますけど、ただ、自分のところの車種取り扱いのメーカーであれば、もう少し安く入ったということはあったかもわかりませんが。（「オプション」と呼ぶ者あり）オプションですか。（「オプション。ちょっと一回しか言うなということやけん。オ

プションでそこまで上がってっけん」と呼ぶ者あり) オプションは……(「あれもつけてほしい、これもつけてほしい、どんどんどんどん取り入れていったとお聞きしておりますが」と呼ぶ者あり)

基本的に必要なものということで、それを高額な特別のオプションをつけてくださいという形はないと思いますけど、後でお示しをいたしますけれども、内容を見ていただければ、どなたが見てもそうおかしくないものだと思いますけれども、その辺はメーカーさんなり、業者さんが見られたときに……(発言する者あり)というのがちょっと、その辺の判断がちょっとできないんですけれども、一応趣旨としてはそういう形で入札をさせていただいております。

以上です。

○議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。――暫時休憩します。

午後 1 時 22 分 休憩

午後 1 時 22 分 再開

○議長(山口 要君)

再開します。

川原議員。

○8 番(川原 等君)

先ほどグレードの問題が出ましたけれども、1 つは、トヨタのハイエースですかね、ワゴン D X ロングミドルーフというのがあります。これは相当ランクが高い車だと聞いていますけど。

それで、前回、一般質問したときに、議案審議の件についてはとめられましたけれども、私は一般質問した、そのあれで、結局、今回の 5 月の入札には相当レベルを落として入札をしてもらおうということがあったもんですから、議案審議のときには話はしなかったんですけども、それが今回、私の質問に対しての対応が全然なされていないという話がありました。先ほど申しました車についても、結構グレードが高いという話を伺ったもんですから。

○議長(山口 要君)

総務部長。

○総務部長(中島庸二君)

今回の 8 人乗りですかね、10 人乗りですかね、その分につきましては、今回、一番安いというか、メーカーをある程度指定してお願いをしたところ、大野原の学校の利用形態もございまして、そのメーカーの車が早急に入らないということで緊急に変えた経緯がございまして、ある程度枠を広げてですね。

それと、もう 1 つは、前から、私が旧嬉野町でいた段階でございますけれども、今、議員

の趣旨とは若干異なるかと思えますけれども、この10人乗りにつきましては、一番下のレベルではシートが非常にお粗末だという指摘もございまして、特に視察等にもお使いいただくということで、長距離乗るケースもございましたので、ある程度のところのランクは確保した経緯がございます。だから、その件につきましては、最低の車ということでは取り扱っていないと思えますので、その趣旨は若干違って来るかと思えますので、そういうことの指摘があったのじゃないかということで理解しております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

**○16番（副島敏之君）**

19ページの企画費のサガン鳥栖云々について、ちょっとお尋ねしたいと思います。企画課長。

節の分には報償費、それから需用費、委託料、使用料、こう分かれて、説明のところは5項目それぞれの事業名を書いてあるわけですが、これをちょっと、私は所管でございませぬので、御説明を、サガン鳥栖の交流事業ですね。それから、需用費のまた交流事業、同じく195千円。それから、またサガン鳥栖交流事業、これは食糧費、これは23千円ですが、委託料がサガン鳥栖交流1,000千円。それから、14節、サガン鳥栖交流事業48千円と、こうあります。5つですね。それぞれ、わかりやすく御説明願いたいと思えますが。

**○議長（山口 要君）**

企画課長。

**○企画課長（三根清和君）**

それでは、お答え申し上げます。

今回、企画費の中にサガン鳥栖の交流事業をお願いしております。

まず、8節の報償費のところがございますサガン鳥栖で100千円ですね。これについては、今回、昨年11月にサガン鳥栖と嬉野市が交流宣言をしたということで、それに伴う一連の事業でございませぬ。7月7日ですけど、ちょうどサガン鳥栖のホームスタジアムで草津とサガン鳥栖が対決するというので、この日を嬉野市の冠マッチということで、その日の試合全部を嬉野市がスポンサーとなるという事業でございませぬ。

まず、8節の報償費でございませぬが、そのときに、ここに100千円上げておりますが、試合のある前と、それから、ちょうど試合と試合の合い中で15分の休憩がありますけど、その時間を利用いたしまして、嬉野の不知火太鼓さんと、それから舞踊のほうの方を出演していただくための謝礼金でございませぬ。これが30千円の2団体。それと、その試合当日以外にも選手たちが嬉野市に来ていただいて行います巡回スクール等がございませぬ。これにそれらの選手の謝礼として残りを組んでおります。40千円ですね。

次に、11の需用費でございます。ここに消耗品費として195千円。これは試合当日にお客様に対して嬉野のPRをやっていこうということで、嬉野のお茶、これはペットボトル茶でございます。それと今回、水道課のほうで水をつくっていただいておりますので、そういうのも買ってPRをしていきたいというふうに思います。そのほかに、これは観光協会等で作られておりますシャンプーとか、リンスとか、石けん、入浴剤、今回、入浴剤ができておりますので、そういうのも買って持っていきたいというふうに思います。それから、あと試合のあります前に、子供たちによる前座の試合が組めるようになりました。それに記念ボールを出場してくれたチームに差し上げたいというふうに思います。これはサガン鳥栖の選手のサイン入りボールを上げたいというふうに思っております。

それから、食糧費でございますが、23千円は、これは出演団体の方々及びスタッフの弁当代を1人500円見込んでおります。

次に、13節の委託料でございます。これは先ほど言いました嬉野マッチデーということで、7月にスポンサーとなるということで、これらも含む総額で1,000千円でございます。やっぱり一番大きいのが観客席を200席確保しております。これが大体1人1,500円かかりますので、これに300千円程度かかります。それにピッチ内でのイベントということで、先ほど言いましたハーフタイムのときに出させていただきますので、そういうピッチの使用料というの、ここに入っております。

それから、もう1つ大きいのが、選手がプレーヤーシートといって特別席を各選手が持っております。これはスタジアムのシートじゃなくて、別に部屋を持っておりますけど、そこに今回、特別支援学校の生徒さんとか、それから済昭園の子供たち、それともう1つ、たちばな学園ですかね、あそこの子供たちをその席に招待したいというふうに思っております。これも、この1,000千円の中に入っております。

そのほかに、あとスタジアムには大型ビジョンが、大きなテレビがありますけれども、ここではハーフタイム、それから、試合前に嬉野のPRのビデオを流す。それから、その試合の前にはサガン鳥栖のホームページに嬉野市のPRも載せていただくということになります。あと、これも試合前になりますけれども、サガン鳥栖の展示をすることができるようになっております。これはサガン鳥栖の選手が着ていらっしゃるユニフォーム等を展示しながら、パネルとか展示していきながら、嬉野市が交流宣言をしているというPRと、それから、たくさんの方々がサガン鳥栖を応援していただくような、そういう展示会をやっていきたいということで、こういうもろもろ含めまして1,000千円ということになります。

それから、14節の使用料及び賃借料ですけど、これはどうしても車が必要になりますので、マイクロバスを2台ほか、10台程度の車が要るんじゃないかということで、これの高速代を48千円見ております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

わかりました。そしたら、草津というチームが来るわけですね。そのメンバーの方含めて、どのくらい嬉野に滞在をされるのか、宿泊、どのようにつかんでいらっしゃいますか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

宿泊でございますが、これは事前に、嬉野のほうへ宿泊をとということでお願いすることは考えておりますけど、ちょっとまだ人数的にははっきりしておりません。

この後のことですが、できれば同じ温泉地同士でございますので、これを機会に草津温泉とも交流を深めていくというような、そういうふうなことも展開できるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

そしたら、せっかくグラウンドもあり、こういう企画をなされたなら、やはり当然泊まっていただくようにするのが企画の皆さんの腕じゃないでしょうか。そのまま日帰りで、鳥栖の人はそりゃよかかもわからんけど、静岡から来るチームの方でしょう。草津はそうじゃないかな。（「群馬」と呼ぶ者あり）群馬か、ごめんなさい。だから、遠方の試合だから、その日にはでなくて、せめて1泊はしていただかんと、ちょっとそんなくらいぐらいの商売気は出して、その辺、企画課長、努力していかんと。ただ、出しっ放しでスポンサー、スポンサーでしよっだけじゃ、どがんしゅうなかるうでね。その辺どがんじゃい、泊まるごと交渉したらどうですか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

そうですね。ぜひ泊まっていただくように（「ぜひひとつ」と呼ぶ者あり）お願いしたいと思っております。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

済みません。小さいことで申しわけないんですが、先ほど課長の説明で、消耗品費の中の

お茶、ペットボトルというふうにおっしゃいましたけれども、このペットボトルをどういうふうに使われるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

これは嬉野のPRということでございます。やり方としては、試合前にずっとお客さん入場されますので、そのときにサガン鳥栖の選手に私どものブースに来ていただいて、ちょっと簡単なゲームをしていただいて、それに勝ったらお客さんに渡すという方法を考えております。

多分、リーフ茶ができないかということでございますが、ちょっと7月7日で暑い時期でもございますので、冷たいのがいいかなと思ってペットボトルとしておりますけど、水出し用のお茶もございますので、そういうのも持っていったらというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

ゲームをして、そういうことだと。私は、てっきり、いわゆる草津から来られて、草津のお客さんあたりにどうのこうのするのかとか、そういうふうに思ったわけですね。せっかく群馬からサポーターとして来られるわけですから、そういったところへ、嬉野のPR等を兼ねてやるんだったら、やはりリーフのお茶をそういうふうに使っていただきたい。単純にペットボトル、お茶であれば何でもいいというんじゃなくてですよ。せんだって、副島議員のほうからも一般質問があっていたわけなんですけど、とにかくリーフのお茶を何とか宣伝をしようというふうな動きがあるわけですから、せっかくそういう草津から来られたお客さんに対してとか、そういうふうなことのリーフのお茶を何とか使うような、そういうことをお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

私たちの考え方は、来場されるお客さんということで考えておりましたが、草津のサポーターもたくさん見えられると思いますので、ぜひその方に対しても嬉野のPRをやりたいというふうに思います。

それと、先ほどのお茶と水のところでちょっと申し上げましたけれども、水については春日の水でございます。訂正いたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

所管で申しわけないですけども、まず、試合は鳥栖であるわけですよね。そして、選手たちとか、サポーターとか、どこの空港を使われるか、大体予想がつくわけですけども、果たして副島議員の質問に対して、嬉野で泊まるように努力をしたいということでもありますけれども、選手も含めてでしようけども、これ7月7日ですよ。そういう状況の中で、現実、嬉野に泊まれるというようなスケジュール的にそのチームがなっているのかどうか、そこら辺、把握した上での嬉野に泊まらせるように要請をしていきたいという答弁なんですよ。

○議長（山口 要君）

企画課長。

○企画課長（三根清和君）

私が宿泊をお願いしたいのはサポーターの方です。選手は、恐らくもう日程等で決まっていると思いますので、ちょっとそれは無理じゃないかなというふうに思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

ちょっと所管で申しわけありませんけれども、これは市長にお尋ねしたいと思いますが、今回の、ページ数を申し上げますと、19から20ページに当たりまして、地域振興事業費という中で地域の活性化協働事業という一環の中で、今回初めて嬉野にバリアフリーセンターの設置をするということで、6月1日の新聞報道がされております。所管に当たっても具体的な説明もありましたけれども、あそこは西肥バスの車庫、発着場、フロアを利用して、あそこで障害者、高齢者に快適な旅を提供するために仲介をする案内所、そこをつくるということでありましたけれど、私は異論がありまして、あそこは高齢者、あるいは障害者に対しての施設としては不適切だということで、安全上に問題があるということで指摘をしましたが、市長、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、バスセンターとして使われておるわけでございまして、これは以前から西肥バスの事務所跡について西肥バスのほうにお願いをされて、有効利用ということでお願いできないだろうかという交渉された経緯がございます。そういうことで、今回、西肥バスのほうの御

了解をいただいたということでございますけれども、あそこは観光関係の説明スポットも以前あったわけでございまして、そういう点で協会の皆さん方とか、旅館関係の方もぜひあの地区を再度利用したいという御希望もあられたというふうに思っております。

そういうことで、今回、県の補助事業等も使いながら整備ができることとなりましたので、私としては、いい企画になったのではないかなというふうに思っております。

議員御発言のように、交通安全の問題とか、そういうものがあられると思いますので、そこらにつきましては関係団体と十分協議をして、こういう御意見があっているということについては伝えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

制度的には、この取り組みは非常にいい取り組みということで、全国2番目というふうなことで書いてありますけれども、安全上問題があるというのは、あそこはJRバスと西肥バスセンターの共同利用なんですよね。道路じゃなくて、あそこは構内なんです。構内に駐車場の確保もできないという状況の中で、あそこは原則、一般車の進入を禁止しているわけです。一般車があそこにとまった場合は警察に通報して、すぐ撤去をしていくという状況が今現在行われております。そういう状況の施設の中に、高齢者、しかも、障害者を含めて、駐車場の完備もしていないというところに設置することに当たって問題があると、私はそう思うわけです。JRバスの発と到着、何便ぐらい、あそこでしておるのか。担当課は調査されたことがあるのかどうか。答弁いただきたい。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後1時42分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そしたら、市長のほうにお尋ねいたします。

担当課のほうにも何便とか、そういった質問はしておりませんが、恐らく、何便あそこで発着しているか調査されていないと思いますけれども、合わせて武雄温泉発が28本、それから不動山行きが4本ですね。彼杵行きが8本、合わせて40便が発です。到着40便、合わせて、80本の便があそこで運行しているわけです。そういう状況の中で、交通安全上に

私は問題があるという指摘をしたいわけです。

構内に駐車場が確保できるかどうかですよ。それで、西肥バスの到着場所、JRの到着場所、あそこ歩道は今できておりますもんね。あそこ、西肥バスの到着場所を使わないで、あそこに駐車というようなことでありますけれども、あそこに駐車した場合、JRバスの到着場所に支障があるわけですよ。今、嬉野ロータリークラブがあそこにありますけれども、あそこは前、観光案内所やったわけですよ。全然知らない人がどんだんあそこに土曜日、あるいは金曜日、旅館の案内を求めて駐車されますので、バス業界としては非常に支障を来しておりました。

そういう状況の中で、このバリアフリーセンターの中継基地をあそこに持っていくという自体がどうかということで、安全上、問題があるということで指摘しておりましたので、そのあたり再度、調査されての答弁なのか、その点お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

交通安全の確認等については、当然、団体の方となされておるといふふうに思いますけれども、じゃ、具体的にどのような対応策をとったのかということにつきましては、私も承知をいたしておりません。

そういうことで、これから詰めていくわけでございますので、そこらについては十分協議をするように指示をしてきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

所管で申しわけありません。市長が出張でしたので。

実は、西村議員の言われることはわかるんですよ。将来的には、1つは、人にやさしいまちづくりをするに当たっての事業所だといふふうに私は踏まえているんですけれども、その時点ではいいでしょうけど、それなりに後に障害者あたりも、いろんなこの事業を行う人たちの要請で来る場合もあるわけですね。そうすると、非常に安全上、問題があるなといふふうに私も1つ思っています。

もう1つ、この事業については、三重県かなんかでやられたということで、今回、嬉野が2番目でやるということについて、いいことだとは思いますが、私が一番心配するのは、事業を行う人たち、どういう人たち、人数的にどんな方がやっついていけるのか、調査も含めてですね。そこら辺が心配なんです。12,400千円という大きな金を使いながらです

ね。そこが1つです。

そして、ぜひ、こういうユニバーサルデザインのまちづくりをやっていこうと一生懸命する人たちに、結局、丸投げと言ったら失礼ですけど、そういう形でやってはいいんですけど、事業の進捗状況とか、調査はどこまで進んでいるとか、そういう部分についてはやっぱり担当課がきちっとチェックをしてほしいと思うんです。というのは、心配するのは、すぐ思い出すのが、まつりうれしのを思い出すわけですね、私がですね。あのとき、大丈夫かと多分私も発言をいたしました。しかし、終極、見方はいろいろあろうけれども、失敗だったなと私は思っています。そういうことがないように、この事業については、しっかりこういうユニバーサルデザインのまちづくりに頑張る方と担当課が連携をしながら、あるいはチェックをしながらやってほしいということだけは要望をきちっとしておきたいと思います。ぜひ、そこら辺について一言。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回のことにつきましては、施設整備と運営費等も入ると思いますけれども、実際これを活用して、いわゆる観光客の皆さん方にバリアフリーツアーを楽しんでいただくということにつきましては、まず、観光関係の皆さん方の心構えということも大事でありますし、また、組織づくりも必要になってくるというふうに思っております。そういうことがあってこそ初めて広がりができるというふうに思いますので、これは議員御発言のように、将来どうなるのかということじゃなくて、やはり観光協会とか、そういう団体と十分な連携をとってやっていくと。そこには私たちも入っていけるように努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

自分は所管じゃございませんので、お尋ねいたしますけれども、当日、総務部長から説明をちょっとお聞きしたんですけど、もうちょっと詳細、このことについて深く知りたいとですけど、よろしくをお願いします。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

この地域活性化事業につきましては、県が市町村合併後の市、町の支援として、平成18年

度に地域活性化プラン共同策定事業というようなことで、県内2地区指定がっております。2地区につきましては嬉野市と佐賀市というふうなことで、嬉野市、本市につきましては、人にやさしいまちづくり協議会を設置いたしまして、人にやさしいまちづくりプランを策定していただいております。それと並行して、県が推進をしておりますユニバーサルデザイン、UDの推進地区の支援についても、第1次のユニバーサルデザインの推進地区に県内3地区、3地区と申しますと、鳥栖市、唐津市、嬉野市ということで指定を受けております。

そういったことで、このまちづくりプランに基づいて、また、3月に人にやさしいまち宣言も手続をしていただきましたので、そういった事業が評価をされて、県が合併後の地域活性化の支援ということの事業でございます。

以上でございます。（「事業の内容まで」と呼ぶ者あり）

事業内容につきましては、このまちづくりプランに基づいてバリアフリーセンターの整備補助事業であります。これは県の2分の1の事業でございます。具体的には、西肥バスセンターのトイレ、また、自動ドア、パーキングパーミット、そういったものの整備の対象事業でございます。それと、バリアフリースターセンターの設置に関するいろんな調査とか、そういった立ち上げのための事業でございます。

以上でございます。

#### ○議長（山口 要君）

太田議員。

#### ○12番（太田重喜君）

所管課のことですが、そのときに答えをもらい切らなかったもので、お尋ねします。

あそこのところに横断陸橋があるのが、あれは市道となっているはずと、以前から認識しておったわけですが、いわゆる市道公園線の中にあれがぼとっとできて、市道が横断陸橋、さらにあそこの階段と、階段というところは委員会でも申しましたように、青少年非行の温床だった場所でございます。さらに、バリアフリーと言いながら、あそこの位置からまち中心街に行くには公園線に出たが一番近いわけですが、さらに、先日の火災のときに、実は昭和通り寄りの東側には40トンの地下タンクが、あそこはバスセンターの前と湯遊広場と、上のほうには2カ所しかございません。あとは20トンばかりなんですよね。だから、消防団の方にも、それを指摘して説明しました。ところが、あそこは通っていかれんもんだから、本通りを通らねばならんと。本通りには何台も搬送車が詰めかけていて、ホースが張れんということで、最後までバスセンターの前のせっかく40トンの地下タンクは使っておりません。いいですか。

この間、委員会のおときには、あそこは市道が横断陸橋であり、階段になっているんじゃないかということの明確な答えはもらっておりませんし、その点の市道なので、たたき切って、

ああいうふうなものを勝手につくってあったと。

さらに、あの建物が所有権が大体どういうふうになっているのか。ちょっと同僚議員とも話して、あれどぎゃんなつとつとかにゃというぐあいだったもので、バスセンターの建物そのもの、土地は恐らく市のものと思うんですけど、建物についてはどういうふうになっているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

委員会後、現地に調査をしました。そういったことで、建設課とも確認をいたしまして、そこは市道という確認をいただいております。

青少年のたまり場ということでも指摘がありましたので、その辺も調査いたしましたところ、現在はそうそこにはたまり場になっていないというような、2階のほうに店がありましたので、そういうふうな非行の場に現在はなっていないということで報告を受けております。

この建物は当然、その陸橋につきましては、市の市道ということでありますので、市の財産というふうに考えております。

以上です。（「建物自体」と呼ぶ者あり）

西肥バスの所有とJRの分です。（「所有権はどこかと」と呼ぶ者あり）建物ですね。そこは西肥バスとJRの共有の持ち物ということだと思います。（「市の持ち物じゃないんですか。2階は店でしょう」と呼ぶ者あり）市の分についてはありません。建物についてはですね。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

20ページ、地域振興事業費の中で負担金、補助及び補助金のコミュニティ助成事業ということで3,800千円ありますけど、この前、大体説明を受けたときには、畔川内の公園と不知火太鼓というふう聞いておりますけど、金額はそれぞれ幾らずつなのかということと、まず、金額を両方お教えてください。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

コミュニティ助成事業につきましては、これは宝くじの普及広報活動のコミュニティ助成事業でございます。今回、畔川内のほうが1,300千円、それから、不知火太鼓の愛好会のほ

うに2,500千円の金額でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それでは、不知火太鼓について聞きますけど、この不知火太鼓は代表者とか、あるいは何かボランティアとかいろいろありましようけど、組織があつて、代表者がだれかおられますかね。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

代表者につきましては、田中平一郎さんということで申請がなっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。3回目です。

○19番（平野昭義君）

今、2,500千円の補助が出て、恐らく補助率は100%ではないと思いますが、何か故障が来たとか、破れたとかということの申請があつての補助とは思いますが、今、名前を聞いたところ、田中平一郎さんといえば教育委員でしょう。ですから、非常に何か誤解されることがありはせんかというふうにちょっと思うんですね。ですから、内容について詳しく皆さんがわかるように、それからまた、果たして教育委員の方に、代表者としてふさわしいのかどうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時56分 休憩

午後 1 時56分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

事業の補助の助成は100%でございます。中身については、太鼓を締めつけ太鼓を4台、その台も4台、それから、太鼓をあと長胴太鼓が2台と、もう1つの太鼓は3台、全部で太鼓は8台ということで補助対象になっております。

以上です。（「あれは言われんですか。ここを直接管理する人がもしいろいろあれば、例えば、倫理条例問題かれこれのことも私は疑うばってんが」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、補助の代表者が田中さんということで問題にならないかということの御指摘だと思いますけれども、これを申請された時点ではまだ教育委員ではございませんでしたし、決定が早くなされておりますので、昨年度に受け付けたということで、これはもう御了承していただくしかないんじゃないかならうかと思っております。そういう意味での懸念は払拭されるんじゃないかということで考えております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

21ページの嘱託職員の収納業務の4名、344千円の補正があるわけですが、この補正は、議案第41号とは関係していないんですよね。そこら辺の344千円の説明をお願いしたいなと思いますけど。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議案第41号とは関係してありません。この収納嘱託員の報酬でございますけれども、当初、塩田地区に1名、嬉野地区に1名の収納嘱託員が配置をされておったわけですが、今年度におきまして、この両配置の方を9月まで、それから、10月以降については新しく入れかわるというふうな体制をとっておりましたが、委員会等でもいろいろ御意見をいただきまして、収納嘱託員をふやしてはどうかということでお話を受けておったところでございます。

そういうことで、今度、従来2名体制を3名体制に変更をさせていただいております。それで、1名の嘱託員増ということになりましたので、その分の報酬をお願いするような格好になっております。

以上でございます。（「今のようわからんやった。当初で、ばってん4人てなっとっですよ」と呼ぶ者あり）

当初4人というのは、従来2名の嘱託員がおりまして、これを9月まで、それから、新規でまた新しく交代ということで10月以降2名ということで計画をいたしておりましたが、4

月から9月までは旧の嘱託員、それから新規の嘱託員ダブって採用をする、引き継ぎ期間としてですね。ですから、半年間は旧の嘱託員2名、新の嘱託員2名、10月以降は新の嘱託員2名という体制で当初お願いをしておったところですが、これを2名体制を3名体制にさせていただくということに変更をさせていただいたということで、報酬の不足分をここでお願いするような形になっております。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

山田議員。

**○20番（山田伊佐男君）**

24ページですね。民生費の中の障害者福祉費ということで、13節から20節まで、これ新規なんですけれども、いわゆる障害者自立支援法の制定によって、この事業が出てきたんだと思いますが、アバウトな説明でいいですけれども、全部にわたって5分以内で説明をいただければと思います。

それと、特に18節の備品購入費、障害者用活字文書読上装置、これについてどこに設置をされるのか、そこら辺を若干重点的に言ってもらって、あとはざっと流してください。

**○議長（山口 要君）**

本庁福祉課長。

**○福祉課長（本庁）（大森紹正君）**

今回、障害者福祉費の中で補正をお願いしておりますのは、障害者自立支援基金特別対策事業ということで5つの事業をお願いいたしております。この特例交付金事業につきましては、障害者自立支援法の施行に伴って急激な変化が生まれたというようなことで、各方面でいろんな声が出てまいりました。そういった声を受けまして、障害者自立支援法の円滑な施行のため、障害者自立支援対策臨時特例交付金というものを都道府県に交付されまして、その交付されたものを基金として積み立て、これを運用して特例対策事業を実施するということで行われるものです。基本的には3つの柱があるわけなんですけれども、この基金につきましては18年度末に交付がなされております。3つの柱のうち2つの柱の事業を今回事業として行っていきます。

1つは、事業者に対する激変緩和措置ということで、施設運営円滑化事業、通所サービス利用促進事業。それから、もう1つの柱は、新法移行等のための緊急的な経過措置ということで、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別対策事業ということで、これにつきましては13節、委託料でお願いしております給付システム開発の事業でございます。それと、勤労意欲促進事業、それと、最後に議員から御発言がありましたその他施行に伴い緊急に必要な事業ということで、18節、備品購入費で障害者用活字文書読上装置ということで1,000千円の予算をお願いしておりますけれども、これにつきましては、それぞれ窓口に設置する

ということで、本庁と支所の窓口に設置をしたいというふうに考えております。この設置に当たりましては、障害者の団体等にお尋ねをしながら、本当に必要な機器を設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

この自立支援法が制定をされるに当たっては、拙速な法律だということで私どもも主張してきたわけですが、終極、急激な変化に伴って、こういう予算を組まなきゃいけないと、結局なってきたおわけですね。最終的に問題があった法律でしょうけれども。

それで1つ、それはそれとして、いわゆる読み上げの装置の機械なんですけれども、本所、支所、1個ずつということでありまして、つける場所によっては、例えば、塩田の本庁を見れば、まだ障害者を誘導するブロック等について、非常に単純に今設置をされておるわけですね。そのつけるところによっては、もっと誘導ブロックというのを考えなくちゃいけない状況も出てくるんじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺も踏まえた中で、どこに設置するということを決められるんですか。そこら辺だけちょっとお伺いします。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

誘導ブロックの関係で、視覚障害者のために庁舎入り口から、現在、誘導ブロックで福祉のカウンターまでつながっております。ただ、数回にわたる庁舎の改築のために、現在、視覚障害者のための誘導ブロックが適正な箇所に設置をされていないということで、これは先ごろから、一応管財のほうで庁舎の管理をいたしておりますので、現在、業者のほうに改修のお願いをして、適正な位置に点字の誘導ブロックを移すというような形で現在準備だけはしておりますけど、まだ完成はいたしておりませんので、早急に対策をとっていきたく思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

対策は講じられるというような、検討されているということで、わかりました。

俗に言う20節、扶助費ですね。これについては単純な言い方ですれば、個人に行くのかなというふうに思うわけですが、そこら辺について、これ全部、個人と事業所という

ふうに分かれていくんですかね。そこら辺について若干御説明をいただければと思います。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

この分につきましては、視覚障害者の活字読上装置としましては、障害者の日常生活用具の指定品目等もなっておりますので、これは個人でそういった日常生活の生活用具として申請をされれば、認められれば、これは対象になります。ただ、これは給付対象者が視覚障害者の2級以上というようなことで、弱視でかなり視覚の障害がひどくないと対象にならないというような規制がかかっております。

今回ののは、これは県からの交付金事業でございますので、これ10分の10ということで補助事業で、これは行政のほうです分でございます。今回、補正をお願いしている分はそういうことでございます。

○議長（山口 要君）

ほかに。本庁福祉課長。

○福祉課長（本庁）（大森紹正君）

20節の扶助費に対するお尋ねですかね。施設運営円滑化事業というのは、施設自体がこの障害者自立支援法の施行に伴って減収が生じているということで、この分の補てんをするものですので、事業所に参ります。

それから、その下の勤労意欲促進事業につきましては、いわゆる個人の収入がなかなか手元に残らないというようなことですので、これにつきましては障害者個人に行くというものでございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

19ページの5目の15節。工事請負費ですけど、この分の庁舎改修の2,000千円と計上されていますけど、これの説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

川原議員の質問にお答えいたします。

このことについては基本的に、申しわけないですけども、今回の機構改革に伴うもので、そう費用的にはかからないかと思っておりますけれども、今の教育委員会の部分を若干改修するところがございます。機構改革を承認いただければ、当然、課の設置、移動がございまして、最少の費用でお願いしたいということで、つかみで上げております。

具体的に申し上げますと、教育委員会の部署のところを建設課のところを事務室といたしまして、今の教育委員会のところを教育長室と会議室程度に、あのパーティション的なものを動かす費用でございます。それと、若干、支所のほうも1階のフロアのほうが少し変更せざるを得ないのかなということで、それと、本庁の1階の部分でございますけれども、今、農林課のほうを動けば、あそこに健康増進の課的なものを置こうということで、若干の組みかえ、パーティションの移動なり、そういうものが出てくるかと思えます。

それと、この際、ちょっと申しおくれましたけど、川原議員の質問に関連して、ちょっと皆さんに御説明をする必要がありましたので、機会を得ましたので、説明させていただきます。

庁舎内のLAN工事と7目のシステム変更設定事業については、先ほど企画課長のほうから説明申し上げましたけど、今の支所の後ろに林業研修センターがございます、2階が空洞でございますけど、あそこ3階が基本的に昭和55年度の嬉野町の第2次林業構造改善事業で建設された建物でございます。ただ、合築いたしまして、1階については当初、嬉野町の費用で設けております。その分で2階から3階はまだ国庫補助の事業で減価償却いたしましても、当時は65年の鉄筋コンクリートの残存年数がございまして、現在27年経過しております。それで、38年ほどございまして、その価格が11,000千円ちょっとまだございます。当時は費用といたしまして58,824千円、事業費で2分の1の費用で29,412千円の残存価格が11,000千円程度まだ残っております。

これについて、当初、設置をする場合に、私たちは50年ぐらいかなと思って、今の固定資産の評価からいたしますと、50年ですけれども、当時は65年ということで65年の評価をされております。それで、県、国にかけ合って、この分の申請をして、合併のための事務室として使いたいという申請をいたしましたところ、その返還等について今協議をさせていただいております。

ただ、支所については、内諾を大体得ておる状態でございますので、この分がもし許可が出れば、返還の手続をするのか、もしくはもう少し安くなるのか、その辺の問題が若干出てまいります。ただ、これについては将来的に今の第2庁舎の2階、3階以上、それから、この林研の施設についても、民間の方に開放できる施設ではありますので、この際、取得をされたほうが良いというふうな助言もいただきましたので、ぜひそのような形で進めさせて、今協議をさせていただいております。

そういう形で、これについて返還の金額が出れば、また議会にお願いすることもありますし、いろいろなケースが出てくるかと思えますので、この辺の説明が若干不足しておりましたので、議案第35号、議案第36号のところではなくて、この予算のところの説明をする必要がありましたので、今、追加で説明をさせていただいております。

庁舎の改修については、あくまでつかみということで、委員会の中でも説明させていただ

きましたけれども、できるだけ費用をかけないでということで考えております。特に市長が申しあげましたように、今後も若干の施設の入れかえ、また組みかえ等が出てくるかと思っておりますので、できるだけ可動式のようなもので対応していこうかということは基本的に考えておりますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

ただいまの総務部長の答弁に対して、ちょっと市長に対してお尋ねなんですが、市長会あたりでそういった話が、私が今から話すようなことが出ているかどうかというのをですね。

と申しますのは、いわゆる合併をやったわけですね。合併をやったときに、塩田が本庁舎になったときに、今、社会教育課がおる公民館の問題が、あそこを庁舎として使えないかということが、私たちはそういった問題も聞きました。使えないということで、その倉庫にしておったところを事務室として使っておるわけですね。今までのいろんないきさつで、そういったことがずっと、嬉野市だけじゃなくて、よそでもあっておるかと思うわけですね。先ほど部長が言われた耐用年数が残っておるとか、いろんな問題が出ておると思うわけですよ。

国のほうでは、例えば、武雄の施設なんかも、それぞれ自分たちの、はっきり言って、天下一先をつくるためにいろんな施設をつくったわけです。それを民間にいとも簡単に売却をやっておるわけですね。ところが、地方公共団体である、特に私たちこういっては、なかなかそういったものが認められないというようなジレンマがあっておるわけですが、市長会あたりでそういったものを話題として取り上げておられるのか、あるいは、そういったものを国に対して要求、要望されておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

文言を適切に、正確に覚えているということではないわけでございますけれども、今回の全国市長会、また九州市長会におきましても、議員御発言のようなことはいろんなところから出てきております。

それで、私もこの前の県の市長会でも発言をしたわけでございますけれども、議員御承知のように、合併前、国は合併推進ということで各省庁に推進体制をつくらせて、私どもの合併について支援をしたわけでございますけれども、合併後の省庁の対応というのはほとんどできていないというふうに私は思っております、そのことについてやはり市長会でも取り上げていこうというような発言をいたしました。また、各地区でも今の補助金絡みでの問題

とか、それから使途の制限があるわけでございまして、議員御発言のようなことですね。そういうことについて、やはり合併した市町村については、もっと優遇策をとるよという発言はあっております。また、文書としても出ていたんではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

そういうことであれば結構だと思います。やっぱりいろいろ不都合があるわけでございますし、また、今後、地方分権という形で進むのであれば、そういったものはますますおかしくなってくると思われるわけでございますので、ぜひそういったものを声を大にさせていただいて、早急に解決するような方向で頑張ってくださいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

20ページ、総務費の12目、公会堂費のこの200千円の放送設備についてお尋ねをします。

この放送設備については、何か不備な点があるのか、それとも、新規の設備費なのか、その辺を含めて説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

この備品購入費につきましては、現在使用している放送設備のミキサーの部分でございます。現在のミキサーにつきましては、もう相当前に買っておられまして、使っております、いろんなふぐあいが発生をいたしております。これで新機種を購入いたしまして、後で体育館のほうも出てくるかと思っておりますけれども、万全を図りたいと考えております。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

現在の公会堂のミキサーというのは、今、担当課長の説明がありましたように、非常に古くなっているというふうなお話を聞きます。特に民間で使用する場合、ほとんど民間の業者をお願いして、また違うそういう設備を持ってきてもらうというような状況が続いているわけですが、それについても、これは200千円ぐらいの費用で対応ができるのか、その辺をお伺いします。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

当初、ミキサーにつきましては、やっぱり1,000千円以上の価格が要していたようでございますけれども、最近では技術の進歩によりまして、この値段近くで何とかやれるということを確認いたしましたので、お願いしている次第でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

それで、これまた体育館のときはまたお伺いしますが、公会堂あたりの壇上で話す場合、モニターがないために、非常に公会堂内の音量と自分の音量がわからないために、演題者がマイクに近づいて話すというようなことが非常に多いので、あれは非常に不自然に思うわけですが、今回の設備に対して、そういう措置はとられないんですか。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

前回の3月でございましたですかね、補正で、いわゆるモニターのスピーカーをお願いして、上等なものが配置されました、公会堂につきましてはですね。それで、十分講演にも、それから、カラオケと言ったら失礼になりますけれども、それでもやれるということで稼働をさせておりましたけれども、なぜかまたハウリングが生じまして、おかしいということで調べましたところ、大もとはミキサーが悪かったと。当然、モニター設備もちょっとありはしましたけれども、現状はお粗末なもので、なかなか役に立っていなかった現状があります。これをやってもらいますと、ミキサーと、それからモニタースピーカーは、もう立派なものが設置されますので、万全になるかと考えております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第3款、民生費までの質疑を終わります。

次に、歳出、26ページから29ページまで、第4款、衛生費、第5款、農林水産業費及び第6款、商工費について質疑を行います。質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

27ページの4目、茶業振興費、補正で工事請負費が29,474千円上がっておりますが、当初予算で177,000千円。これは同じ建物、施設なのでしょうか。まず、それをお尋ねします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

同じ施設でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

というのは、建て増しなのか、それとも、当初予算では不足だったのか、そこまで。それで、もう少しこれを詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

当初予算の時点では、先進の八女の上陽町という茶業研修施設がございますけれども、そのものを参考に、まだ基本設計もできておりませんで、参考にしながら、予算作成の時期が昨年の10月下旬から11月ごろというような段階での作成というようなことで、単価を参考に積み上げて工事請負費を積算したというふうな現状がございます。その後、実施設計を組む段階で、実際、建設委員会等も審議をしていただきながら、建物の姿を大体描きながら、実施設計を組んだわけですけれども、その実施設計の段階の建物の姿の違い、それから、現在、御承知のとおり、国際情勢で鉄鋼等の資材価格がかなり高騰したというふうな要因も1つありまして、重なりまして、そういうような積算が若干変わってきたというようなことで、今回補正をお願いしたいということで上げております。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

わかりました。茶業研修施設の単価が上がったということですね。

ちょっと同僚議員から聞いたんですが、この茶業研修施設、実は私もリーディングの委員会でございますが、そこではまだ説明があっておりませんが、そのときに聞いたのは合併特例債の絡みもあると、17ページと地方債の8ページですか、こことも関連があるようでございますが、そのこともあわせてもう一回御説明をお願いいたします。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

当初予算段階におきましては、これはもともとリーディング事業の中にあつたものでございまして、基本的には特例債事業でいこうというような計画も、協議会の建設計画段階ではそういうことであつたわけですけれども、1つは、強い農業づくり交付金という事業がございまして、こちらの補助を使ったほうがいいんじゃないかということで、当初予算の段階から一応この交付金事業でいくということで予算計上をさせていただいているところでございます。

その補助裏の起債につきましては、予算要求時点では特例債を活用しようということで特例債事業のほうに計上をさせていただいておつたところでございます。その後、この強い農業づくり交付金事業の事業採択に向けてのヒアリングがことしの2月末にございました。その時点で、この事業が、茶業研修施設の建設というものが合併特例債の対象にはならないというような県からの御指摘がございまして、今回、特例債事業から通常の一般公共施設整備事業債ということに切りかえをお願いしているところでございます。

一応それだけでよろしゅうございますか。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

**○20番（山田伊佐男君）**

当初は、リーディング事業の中で合併特例債を使ってということですと説明されて、当初からこれに変わっておるわけですけれども、市長がさっき言われたように、合併してしまつたら、仲人が後は知らんぷりという形になると思うんですよね。その影響じゃないのかなという気がしてならないわけですよね。

リーディング事業で合併特例債を使ってやっていくということは、茶の研修センターは合併特例債を使ってやれる事業ですよという、県に問い合わせなり、それなりにして、そういう計画をやつたんじゃないでしょうか。そこら辺についてはいかがなんでしょうか。それとも、合併特例債を使うよりも交付金事業を使ったほうが市としては有利であるという判断をされたのか、そこら辺についてだけお伺いします。

**○議長（山口 要君）**

産業振興部長。

**○産業振興部長（山口克美君）**

お答えを申し上げます。

確かに、先ほど申し上げましたように、リーディング事業という中の一つの事業として茶業研修施設があつたわけですけれども、その当時は、はっきりしたことを申し上げにくいわけですが、全体的な流れとして、大体合併特例債でいけるだろうというような判断があつたものと思います。そういうことで来ていたわけですけれども、実際、これを具体化してきた中で、質問者御承知のとおり、合併特例債の採択の要件というものが大きく3点程度ありま

すが、この中に、今回、市で整備しようとしている茶業研修施設が、これはもともと旧町時代から計画があったというようなことで、いわゆる先ほど申しあげました要件にはちょっと当てはまらないというような指摘があったということでございます。

今回、そういうことで、合併特例債から通常の起債に切りかえたわけでございますけれども、そちらのほうが有利かどうかというような御質問がございましたが、これは結果論で申してはちょっと申し上げにくいんですけれども、実際これを合併特例債事業でいったと仮定した場合の最終的な一般財源の持ち出し、それと、この交付金事業を活用した場合の最終的な一般財源の持ち出し、一応これを比較しますと、双方とも大した差はないと、最終的にはですね。

ただ、今回、一般質問あたりでもちょっと話が出ておりました新型交付税の問題で、頑張る地方応援プログラムでしょうか、こちらのほうにこの研修施設が該当するということで、19年度につきましては、この事業を、これは特別交付税で措置をされるわけですが、金額上限が30,000千円ということでございますので、それらを含めて総合的に見ますと、この交付金事業でいったほうが有利だと、結果的にはですね、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

部長の苦しい気持ちもわかるんですけれども、最終的には採択の要件というのを厳しくしているとしたら、私どもには見えないわけですよ。それなりに県なり相談されて、これは合併特例債でいけるんですよということで、今日まで私どもに明らかにしてきたことだと思うんですよ。当初から心配された国とか県は、もう事が済んだら知らんぷりし出したと言ってもいいと思うんですよ。合併するまでは、合併した市町村には、道路も含めて、要するに優先的にお金を上げますよとか、いろんなことを言ってきたけれども、最終的にある程度の自治体数になったら、もう要件を厳しくしているとしたら、私どもには思えないわけですよ。そこら辺については全くないわけですか。

ある話によると、古湯についても合併特例債を使えるのかなという、こういう話も聞き及んでいるわけですよ。合併特例債を使うに該当するかということについては、やっぱり古湯についてもそれなりに関係機関に、上部に相談をしながら、使えるということで私どもにリーディング事業で合併特例債を使ってやりますよということで執行部は提示していたんじゃないですかね。そこら辺はいかがですか。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（山口克美君）

お答えいたします。

合併特例債の使途、あるいは条件、これらについて私の知る限りでは、特に変更されたとかということは思っておりません。ただ、合併協議の中で、旧嬉野町では3つの事業がリーディング事業ということで取り組むと。当時、県の方もいらっしゃったわけですので、事務局にはですね。そういうことで、当時の何と申しますか、合併に向けての流れの中で特例債でいけるだろうというような判断が当時されていたものと思います。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

大体わかりました。結局、部長が言われるのは、合併特例債でやっていきますよということをおどもに明らかにしたことは、はっきり言って間違いであったと、合併特例債を使えると思ったけれども、採択の要件を研修センターについても満たしていなかったという理解でいいわけですね。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

私が答えていいものかどうかちょっとわかりませんが、当時、合併協議の中で、新市のまちづくり計画に位置づけられたリーディング事業と申しますか、これにつきましては特例債に該当するんじゃないかという、そういった雰囲気があったのは確かだと思います。そういった中で、新市の今後10年間、あるいは20年間の財政見通しも立てております。そういった中でも、当然、リーディング事業の中のいろんな事業、これも財政計画の中に入ってくるわけですので、じゃ、その財源はどうするかというようなときに、県の方も、その当時、合併協議会の中に入っておられましたし、そういった県の責任という形でもないわけですが、そういった指導を受けながら財政計画をつくった経過がございます。

そういった中でございまして、雰囲気的に特例債、イコール、リーディング事業という、そういった誤解と申しますか、誤った分がなかったと言え、うそになろうかと思えます。

そういった中で、今回の事業計画と実際の合併特例債の採択の要件と申しますか、これと見合わせたときに、今回の茶業研修施設の建設につきましては無理があると、事業計画の中でですね。どうしても合併特例債を借りるということになれば、それなりの事業計画を立てればよろしいわけですが、そうなりますと、強い農業づくり交付金という非常に有利な交付金がございますので、そちらとの事業の整合性がとりにくいという部分もございまして、先ほど産業振興部長が申しましたように、結果、一般財源の持ち出しがどうかという一般財源の比較をしましたときに、交付金事業を活用していったほうが有利という結論になったというところでございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○13番（山口榮一君）

先ほど、予算を立てる場合に、去年の時点での予算計上ということで3月議会に出されたわけですが、建物が800平方メートルですね。たしか3月議会では75,000千円、それとラインが60キロの2ラインで1億円ということでございますが、3月時点でできなかったことはわかりますが、実施設計をされて、鉄骨量なんかは大体今現在わかっていると思いますが、わかりますか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

鉄骨量については、鉄骨が49.43トンで、ちょっと今のところお聞きをしております。

○議長（山口 要君）

量でいいんですか。山口議員。

○13番（山口榮一君）

鉄骨量をして、単価を掛ければ、大体の数値が出るわけですよ。それで、幾らか上がっては来ていると思いますけど、大体、今、トン当たり二十二、三万円ぐらいじゃないかというふうに思っているわけなんですけれども、そうした場合に、それは建物だけにそれだけかかるものか、ほかのラインについても幾らか含んだところでこの約30,000千円のあれが入っているのか、お尋ねします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

建築工事と、それから給排水施設、衛生施設関係、空調関係、それぞれありまして、建設工事関係で28,600千円はふえると、空調関係、設備関係で874千円くらいだろうというようなことで積算をさせていただいております。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

我がとやなかけん、簡単に予算出すとよ。今、嬉野茶業者は、おとしの二番茶の価格しかことしの一番茶の価格がせんとの中で頑張っておるわけですよ。推進を言う人もいっぱいおんさつか知らんばってん、お茶つくりのためにこれだけ金は使いよっと、言われとうなかという人間はいっぱいおります、嬉野茶業者の中にも。その中で見通しの間違いやっただけんて。先ほど、若干という言葉の、これは質問者のほうから出たばってん、若干の相違という

ふうなこと、いや、若干は答弁のほうでやったか。若干という金額ですか。これだけの施設に206,474千円、工事請負費だけで出とう。その中で、実施設計という言葉のさっきから出たばってん、メーカーも機種も決まっとらん、どがん形で実施設計さるっですか。そして、この金額と言いよる。メーカーが決まり、実際の機種が決まったときに、また上がるんじゃないですか。こういうのを茶業振興と言われたら、茶生産者は怒りますよ。その辺、もう少し考えとっですか。ちょっとこの点について、市長、答弁してください。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

では、お答え申し上げます。

議員御発言については理解するところもあるわけございまして、ただ、課長申し上げましたように、私どもの予算をつくる時期の課題がございまして、前年度の大体10月までには固めるわけございまして、概算で予算をお願いしてきたという経緯もございまして。そういう中で実施設計に入るわけございまして、もう1つは、課長申し上げましたように、鉄骨単価が非常に上がってきておるといことで今回をお願いしたわけございまして、私としても、できるだけきめ細かな積算が必要だったというのは十分承知しておりますけれども、そういう背景があるといことで了承をして今回お願いをしたわけございまして。そういうことで、今後につきましても、できるだけ見通しを立てながら努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

私は若いころ、現在の県の青年会館の建設に当初からタッチしました。そのときも、急激に鉄骨その他が暴騰した時代でございました。確かに、請負は4回流れました。それでも、今、立派にできて、今も運営しております。あのときの、バブルの入りかけのときですけど、鉄骨の暴騰と今回の鉄骨の暴騰とは程度が違いますよ。人の金って思うとっけん、そういう格好の見積もりをし、こんな格好の予算を出すとなかなかですか。私たちは寄附金をあおり、自分たちが足を運んで寄附金を集めた金じゃったけん、何とかこれでやってほしいと、業者さんをお願いしました。また、翻って、自分の仕事をやるときに、2年、3年前から、小規模な茶工場の増築であり、家の改築であり、計画するわけですよ。自分の懐から出す金という考えで考えてみてくださいよ。その辺の意識が非常に足りなさ過ぎると。足りないんじゃないございせんよ、足りなさ過ぎると思うんですよ。

こういう形で今後ともやっていきますか、いきませんか、その点、財政課、答えてくださ

い。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

当初予算の組む時期ですね、その時期との問題もあるとは思いますが。今回の強い農業づくり交付金の茶業研修施設につきましては、担当課長が申しましたとおり、昨年11月、その時期のあくまでも概算の見積もりだったろうと考えます。それに加えて、昨今の鉄鋼の高騰とか、あるいは建設委員会の中での意見等をしんしゃくする中での設計変更、設計変更と言えるのかどうか分かりませんが、実施設計に入った段階での差額だということですので、認めざるを得ないということでの予算措置をしたということですので。

以上でございます。（「今後のことについて」と呼ぶ者あり）

今後のことでございますけれども、すべて時期的な問題ございまして、予算を当初予算に上げて印刷に回すのは2月なんですね。2月の時点で、すべて抜かりないようにするのが当然でございましょうけれども、物によりましては変動があるということですので、補正の機会をとらえまして議会にお願いをいたしているところでございます。

今後こういうことをやるかということでございますけれども、すべて当初予算のとおりいけるものばかりではないと思いますので、案件によりましては、議会に相談いたしまして補正をお願いすることもあるかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

実施設計に基づいてというようなことばってん、機種も決まらんで実施設計されるんですか。この点が私は不思議でならんで、自分たちは何か機械を、機具でも据えるときには実施設計、建物に位置、あるいは排気、ここんたいするときでも実施設計ということでは機種を決めて、この機種はこれだけだから、こういうふうなせにやならんと詰めた上でやるのに、機種はまだ選定していませんという答弁以来、まだそれ聞いていないんですもんね。60キロのラインということだけ、60キロのラインでもメーカーによって、型式によって大分形状は違うわけなんですよ。その点お願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

ただいま答弁の中で実施設計と言ったかどうか分かりませんが、基本設計です、あくまでも。実施設計は今から発注です。（「さっき実施設計と言うたよ。実施設計、間違

いなく言うた」と呼ぶ者あり) そしたら、訂正させてください。基本設計ですから。

○議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番(西村信夫君)

27ページの農業農村整備費という中で19節の負担金、補助及び交付金の6,900千円、農地・水・環境保全向上対策事業ということですけど、この負担の配分について示していただきたいと思います。

現在、嬉野地区で13、塩田で15の地区が手を挙げて取り組んでおられますけど、その概要まであわせて示していただければと思います。

○議長(山口 要君)

本庁農林課長。

○農林課長(本庁)(宮崎和則君)

お答えをいたします。

19節の負担金、補助及び交付金の中の農地・水・環境保全向上対策事業に係るものの御質問だと思いますけれど、先ほど議員が御発言されましたように、28地区、塩田のほうで15地区、嬉野13地区からの申請がっております。

そのようなことで、田の関係面積として5万7,381アール(「もう一回」と呼ぶ者あり)田の関係面積は5万7,381アールでございます。それで、対象事業費でございますけれど、10アール当たり4,400円でございますので、25,247,640円でございます。それから、畑の関係面積でございますけれど、8,383アールで、対象事業費は10アール当たり2,800円でございますので、2,347,240円となっております。合計で27,594,880円ということに現在なっております。

そのようなことで、各集落へそれぞれ交付されるわけでございますけれど、まず、この対象事業に対する補助率の割合は、国が2分の1、それから県が4分の1、市4分の1でございますので、ここに6,900千円ということ負担金ということで計上いたしておるところでございます。

○議長(山口 要君)

西村議員。

○18番(西村信夫君)

今回は5,738反、田んぼですけども、反当たり4,400円というのが基準であって、畑については、先ほど示されたように2,800円ということで配分されておりますけれども、この事業に当たっては4月からの実施した事業なのか。今現在、地区においては非常に草刈りとか、あるいは田植え前の溝さらいとかあっておりますけれども、事業に当たっての策定基準としては4月1日からの計画として示していいわけですかね。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

議員おっしゃるとおりでございます。4月からです。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そのあたりが地区の人たちもいろいろ迷う、あるいは混乱をしております、うちあたりは5月の連休のときに溝さらいがありましたけれども、草払いがありました、本当にこの事業は4月からいいのかどうかというふうなことで迷っておられたわけですよ。しかし、現状、取り組むのは18年度から23年度と、23年ですかね、5年間の継続……（「19から」と呼ぶ者あり）19年、失礼しました。19年から23年度の継続事業ということでありまして、この関係に当たっては19年の4月からみなすというふうなことでありますけれども、今後の地区の取り組みに当たっての、28地区から、あと来年度にどうしても申請したいというふうな地区があったら認めていくものかどうか、制度的にどうなっておるのか、その点までお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

実は、先ほど申されましたように、19年から24年までの5カ年間事業ということで事業は設定されております。農水省といたしましては、最初からなるべくなら初年度に手を挙げてくださいという触れ込みの中で私たちも推進をしてみました。どうしても初年度は様子を見ながら次年度ということでも手を挙げていいのかという質問もっております。そのお答えとして、農水省のほうは、それでも結構ですよと、しかし、5年間は継続してしなければいけないと。あと、農水省関係の予算が5年間で打ち切りになる場合は、例えば、次年度から取り組んだ場合については、あと残り1年分については自己で、自分たちの費用でしてくださいというふうな言い方をされております。

そういうことで、5年間必ずしなければいけないというふうな条件のもとに設定されておりますので、そういった現象があらわれてくるというふうに思います。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

おおむね西村議員が質問をされたわけですが、農地・水・環境保全向上対策事業の件でお尋ねをしたいと思います。

いろいろ情報によりますと、今現在、申請をされてから約2カ月から3カ月間近くたっておるわけですね。しかし、いまだに認可が来ないというようなことで、今、西村議員おっしゃったように、集落では非常に苦慮しておるわけです。したがって、除草作業とか、その他についてはできるだけ早くやらないと、結局、経費の面でもかなり上がってくるというような現象が生じてくるわけですね。いろいろ話によれば、県の段階がぶよぶよだとか、あるいは国の段階がぶよぶよだとかというような形の中での認可のおくれだというようなことを聞くわけです。そこら辺について、市の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

大変、申請地区については御苦勞をさせていただいて、いろんな規約あたりもつくっていただきました。それで、5月29日に県のほうに申請をいたしまして、その前も若干申請をしたんですけど、修正、修正ということで申請地区の方にも大変迷惑をかけたわけですが、一応5月29日で最終申請ということで受け付けをさせていただいております。

あと認定書がもう来る段階ということでございます。あと認定書が来て、6月末から7月上旬にかけて、交付金が2分の1の分ですね、集落のほうに流れてくるというような段取りで今スケジュールを立てているところでございます。その段階の前に、今までの事業の流れとか、今からの取り組みの仕方とか、いろんな会計処理の仕方、そういったやつを集落集まっていたら、再度説明をするというふうなスケジュールで市は考えております。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

ただいまの説明でおおむね理解をするわけですが、先ほど西村議員の質問の中で、事業そのものは4月1日から適用される。これは、もちろん19年度の事業でありますから、当然4月1日から適用されるのが当たり前ですね。しかし、事業そのものを認可以前にやっただけなのかどうかというのが集落では非常に心配する要因であるわけですね。あるところでは認可書の交付があった後に事業を始めてくださいと言えるところもあるし、あるいは、いや、もう始めてもいいよというようなところもあるし、そこら辺のところいろいろあるわけですね。だから、その線引きというのはどこでされるのか、お尋ねします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

その辺は大変微妙なところでございますけれども、一応事業は4月1日からスタートというふうな触れ込みでいっております。取り組みについては、その4月1日から取り組んで、

あと初年度ですから、どうしてもそういったずれ込みが出てきますので、その処理については、県あたりは4月1日以降の事業については認めますよという言い方を今のところしております。その辺の説明も、今度の交付金がある前に説明をしていきたいと思っておりますけれども、対象にはなるというふうなことをお聞きはしております。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、作業そのものも4月1日からやっていいんだというようなことでありますから、19年度当初からやるということで確認をしておいていいだろうというふうに思うわけですね。

先ほどの認可の問題で、結局、まだ県がぶよぶよだ、国がぶよぶよだというような話もちまたでは聞くわけですし、もし、県の段階でひっかかっておるのであれば、県に対して早急な手続をやってくださいというような要求を市としてやらにゃいかんだろうというふうに思うわけですし、そういった経緯というのがあるのか、どうなのか。そこら辺を、最後ですからお尋ねをしたいというふうに思います。

今の課長の答弁の中では、恐らく6月末か7月の頭には認可になるだろうということですから、恐らく県の段階はもうクリアされておるのかなというふうに思うわけですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

これも県の協議会がございまして、協議会の中で認定をしていくというような形になります。その後については柔軟な対応ができるんじゃないかというようにお聞きはしております。（「もう一度済みません」と呼ぶ者あり）ちょっと済みません。質問のあれが……。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

冒頭に申しましたように、認可申請をやって、なかなか認可がおりてこないということですね。そのことについては、県の段階がぶよぶよだとか、あるいは国の段階がぶよぶよだとか、そういうふうなぶよぶよの中でなかなか認可できない状況にあるというようなことを言われるわけですね。だから、もし、そのことが県の段階でぶよぶよしておるというようなことであるとするなら、市としては、県に対して早急に認可を出しなさいというような請求をしていただきたいということなんです。おわかりいただけでしょうか。

そういうことを踏まえて、恐らく6月末、あるいは7月の頭には認可になるだろうという

ことですので、おおむね県の段階はクリアしたのかなということをお尋ねしておるわけです。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

今、申請した段階ですけれども、一応農林事務所が受け付けをして、今のところ全部クリアしていていますので、恐らく通ると思っております。

それで、再度、県のほうにはうちのほうからも働きかけ、早急にしていきたいという申し入れをしたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

議案質疑の途中ですが、ここで3時15分まで休憩をいたします。

午後3時3分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

休憩前に引き続いて、議案質疑を行います。

平野議員。

○19番（平野昭義君）

この事業は、私は非常に大事な事業じゃないかと常々思っておるわけですよ。先ほどちょっと申しましたように、この水環境関係では、国で300億円ですね。それについて、たまたま今28地区ができた。嬉野市で地区に直せばどのくらいあって、今後5年間ですけど、あと来年とか再来年とか申し込みしたときにこの事業があるのか、ないのか、そういう点を含めて、ちょっとお願いします。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

先ほどの質問ですけれども、どのくらいあと要望があるかというふうなことがちょっとなかなかですね。地元のまとまり関係が出てくるものですから、ちょっと言えんとですけれども、実は、10月20日から11月16日までに第1回目のいろんな説明会をやっております。その説明会では、11やったですかね、行って。あと第2回目を1月4日から2月16日までずっと行っております。その回数が12にですかね。1日に3地区とか4地区、2地区、そういったばらつきもありますけれども、今後、地域のまとまりができれば、極力こういうような制度を利用していただいて、地区を守っていただくというような大きな使命がございますので、推進していきたいというふうに思いますけれども、数字についてはちょっとなかなか、今のところ、申しわけございません、言われません。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

数字はいいですけど、大体割合にしてですね、特に嬉野とか、あるいは塩田には中山間地域が多いですから、面積にしてですね。先ほど言われたとは5万7,000幾らですけど、まだ相当あると思います。申請についても、今後認めるということでございますので、私がもう1つ聞きたいことは、このことについて部落の方が説明会に行かれて、ちょっと難しかと、何か事務員ば雇わんばらんというような、非常に何か頭からもうちょっと食わず嫌いというごたる感じで帰ってこられたところもありますけど、そういう点についてはもう少し緩和というか、事務の緩和とかね。

それから、うちの地区では中山間地域で大体ほぼ該当していますけど、中山間とか、あるいは米のいろいろの補助金を受けたところは受けられないのか、何かそういう点では。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

前回の議会でも説明したと思いますけれども、中山間地域も実は対象になります。対象になした集落も二、三、中山間の地域で取り組んだ集落、峰とか、そういったところもございます。

そういうふうに、地区のまとまりがいい集落については、どんどんこういうふうな制度を利用して地区をよくなそうというふうな機運の高まりがございます。そういうふうな地区を起爆として、まだ取り組んでいない地域に取り組んでいただくような誘導を図っていくというような計画も私たちはしておりますので、来年もし希望があれば、そういうふうに取り組むようなことで推進をしたいというふうに思います。（「事務の簡素化」と呼ぶ者あり）

事務の簡素化については、なかなかその収支等も複雑になってきております。取り組む地区の事例を申しますと、会計等については、地区でそういったパソコンとか、いろんな勤め先の経理とか、そういった人たちの経験者をなるべくその会計等に起用をしていただいて推進をしていくというふうなことで、今のところはいろんな計画書等も、パソコンのフロッピーを県のほうからいただいて、それを地区の集落の会計担当の方にお渡しをしております。そこに入力するだけで全部すべて計算をするようなシステムをつくっていただいております。できるだけ地区に負担をかけないようなことで、いろんな取り組みを考えて、推進をしているところでございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

今、中山間地で事業をしているところもいいということを初めて聞きましたけど、例えば、担い手事業とか、あるいは品目横断とかいろいろありますけど、そういうふうな補助対象に入ったところも、いわゆるその環境整備ということは別でいいことに理解しておっていいわけでしょう。それは間違いなかですね、いいですね。

それから、今、事務がね、パソコンといえば、私は、パソコン、やっとなんとか何か、打つだけは打つというように、そういうふうな年齢的に高齢になれば、パソコンはなかなか手につかんとですよ。ですから、そういうふうな作業をする人は、区長さんあたりはほとんど60歳過ぎた、場合によっちゃ65歳、70歳の方ですから、パソコンなんて言えば、使い勝手もわからないという人が多いと思います。

ですから、私がちょっと考えてみると、そういうところにはシルバー人材センターがちゃんとおられますから、そこの連携をしながら、シルバー人材センターにその補助金の4千円の一部をやって進めていくという方法はいかなもののでしょうか。

**○議長（山口 要君）**

支所農林課長。

**○農林課長（支所）（松尾保幸君）**

お答えをいたします。

どうしても地区でそういうふうな処理ができないというふうなことがございましたら、外部に委託することもできるというふうになっております。そういうふうなことで、例えば、今申されたようにシルバー人材センターの方がされるようなことであれば、そちらのほうに地区が直接お願いするというふうなこともできるというふうな仕組みになっております。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

**○7番（田中政司君）**

28ページの林業費です。

今回、森林づくり交付金事業が当初予算2,623千円が全額カットをされまして、流域公益保全林整備事業2,914千円というのが補正に上がっているわけですが、これを見ますと、結果的には、いわゆる一般財源の持ち出しが少なく、国、県からの支出に補助金がたくさん来ているという、財源の組み替えかと思うんですが、ここら辺のいわゆる事業的な内容等が違うのか、それともどうなのか。そこら辺の若干説明をお願いしたいというふうに思います。

**○議長（山口 要君）**

支所農林課長。

**○農林課長（支所）（松尾保幸君）**

お答えをいたします。

今、田中議員御指摘のとおり、最初は森づくり交付金で申請をしておったということで、皆さん方をお願いをして承認をいただいたわけですが、林野庁のほうから森づくり交付金のほうが若干率が悪いということ、そういう意味じゃなかですけれども、森づくりのほうより流域公益でやった方がいいんじゃないですかというふうなことを県が受けて、県のほうからそういうふうな指導のもとに組み替えをしております。補助率で8%違います。そういうことで、内容的には、事業内容等についてはほとんど変わりません。

森づくりの部分については、森林の利用面積とか、そういったところで若干違いますけれども、利用面積が森づくりでは5町以上とか、流域公益では4町以上とか、そういった関係ですので、ほとんど変わらないというふうなことで、できれば補助率のいいほうを選択してやった方がいいんじゃないかというような県の指導もございまして、今回組み替えております。

**○議長（山口 要君）**

田中議員。

**○7番（田中政司君）**

非常に、結果的にはよかったということなんですが、当初予算では両方ともあるんですよ。当初予算の段階では。当初予算の段階で、両方ともこの事業がありながら補正であったということは、当初予算でだから、やはりもう少し、そこら辺わからなかったのかなという気がしたわけですね。

だから、ここら辺、いろんな国、県からの事業があるわけですから、もう少しそこら辺、何というか、当初の段階で慎重に検討をすればわかったんじゃないかなというふうな気がするわけですので、今回こういうことになって、事業内容そのものは変わらないで、率が8%ほどこっちのほうがいいということであれば、当然、そちらの事業に組み替えられれば、それが一番いいわけですね。ぜひ、こういうことがないようにお願いをしておきたいというふうに思います。答弁はいいです。

**○議長（山口 要君）**

太田議員。

**○12番（太田重喜君）**

全く同じところですけど、実は、4目。造林費の中の委託料がトータルで10,808千円上がっているわけですが、委託先はどこなんですか。それこそ、現在、緑資源の問題が非常に、みんな神経ぴりぴりしているわけですが、たしか何か緑資源のともあったかと思えますけど、後でもまた、別のところでも委託料についてはお尋ねしたい件があるわけですが、この場合の委託先は、済みません、公有林整備から流域公益、あるいは森林病害虫、里山エリアを含めて、どれをどこに委託しているのか。

我々は今まで委託先については余り興味なかったわけですが、変な機関が多過ぎまして、それとおかしな機関が多過ぎまして、そういうところのどこに委託してあるのかと

いうのを私たちも知りたいし、皆さんに説明するときもこういうことなんだということを説明せにゃならんと。それと、非常に委託というのが多過ぎるもので、安易に予算つけた後、委託、委託ということで進めているんじゃないかという指摘も周りからも受けるものでですよ。この委託先について、御説明願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

委託先については、森林組合に委託するというようなことでしております。（「全部。この13節は全部森林組合ですね、委託先は。間違いありませんか」と呼ぶ者あり）

あとの分については、ちょっと今把握をしておりますので、後ほど議員のほうにはおつなぎをしたいと思いますけれども、この事業については森林組合ということにしております。

（「後でというとき、3月議会のときのごと、質問したとの中身の部分ば、そのまま答えじゃなくて文言ば、答えで持ってくるごたる……」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。そのことについては、ほかの方の質問があっている間に用意をさせますので。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質問ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

27ページの農業農村整備費の13節、委託料なんですが、これは農村公園の登記のまず場所と、たしか私の記憶が正しければ、3月補正で1回これは減額したような記憶があるんですよ。何か復活したような、ちょっと私、意味合いを持っているような気がするんですが、このあたり、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（山口 要君）

本庁農林課長。

○農林課長（本庁）（宮崎和則君）

ただいまの13節の委託料、農村公園の登記ということでございますけれど、これにつきましては、今回予算計上いたしておりますのは、西山の農村公園の登記が済んでいなかったというようなことで、今回、登記委託料ということで予算を計上させていただいております。

ただ、議員御指摘の3月議会でというようなことの御発言でございましたけど、そこら辺についてはちょっと私も存じておりませんので、後で確認をいたしたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

私の勘違いならいいんですが、この農村公園の登記については昨年、18年度のたしか12月とか、あのあたりで1回上がってきて、それで3月の補正で何か減額したような気がしたんですよね。そのときの農村公園の登記が今回、西山が抜けていたのか、どうなのかというのがちょっとわからなかったんですが、それでは、登記については西山が最後ですか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時31分 休憩

午後 3 時31分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

本庁農林課長。

○農林課長（本庁）（宮崎和則君）

ただいま議員からの御質問でございますけれど、西山の農村公園の登記が最後でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか、神近議員。（「最後なら、いいです」と呼ぶ者あり）はい。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、先ほどの太田議員の質問に関しては、次の議案質疑の途中でも、わかった時点で御報告したいと思います。

それでは、質疑なしと認めます。これで第6款、商工費までの質疑を終わります。

次に、歳出30ページから34ページまで、第7款、土木費、第9款、教育費、給与費明細書補正及び地方債の調書補正の質疑を行います。質疑ありませんか。副島議員。

○16番（副島敏之君）

32ページ、お願いします。

教育費の生涯スポーツ活動費でございますが、これは約1,000千円ほど、バレーボールについてでございますが、このバレーボールの最初の説明のときには、お2人の有名選手の名前を挙げられましたけれども、ちょっとチェックをし損なっておったんですが、バレーボールをこの生涯スポーツの中に取り入れられた、まず理由ですね、バレーボールを。

私は今回、あれっと、たまたまだったのかわらんですけれども、地元の鹿島実業が県総体で全国大会に出場を決められましたですね。優勝は清和高校でしたけれども、地元開催ということで、2番も鹿島実業が県の総体に出られます。そいけん、ああ、これは結果として偶然になったかもわかりませんが、バレーボールが地元から出られるから。しかし、ここに、市としてバレーボールを生涯スポーツに充てられたこの理由、それから、その有名選手を

云々と言いつたけど、それが2点目ですね。そして、これは市全体に呼びかけられるのか、その辺も含めてちょっと説明願いたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（江口常雄君）

お答えをいたします。

なぜ、この事業をバレーボールに選定したかということでございますけれども、先ほど鹿島実業が強かったということですが、塩田町は、もともと中学校でも県ナンバーワンになっておりますし、それとあわせて、バレーボールは小学校から大人の方まで非常に親しまれているスポーツだということで、バレーボールが採択されたということでございます。

それと、内容については、スポーツ講演会とバレーボール教室というものを一応申請の中では予定をしております。講演のテーマとしては、まだ仮にでありますけれども、「ザ 青春 The バレーボール」ということで仮に考えてあるようですけれども、この講師は元ミュンヘンオリンピックの金メダリストであって、前全日本男子の監督の大古誠司さんを考えて予定しております。それともう1人、ソウルオリンピック出場の井上謙選手を一応講師としては決定をしているようでございます。期日については、11月25日ということで交渉をしてあるということです。そして対象は、市内の小学校、中学校、高校の児童・生徒の方、そして、あとは一般の方も含めて、来ていただきたいと思っております。この実施主体としては、青少年健全育成で取り組みたいと考えております。

以上です。（「済みません、場所」と呼ぶ者あり）申しわけありません。

嬉野市体育館を予定しております。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

鹿島実業、そしてまた塩田中学校、小学校も非常に盛んなんですね。それで、的を射るとかなというふうに思っておりますが、たくさんの希望者が来られて、なるべく盛会を祈っております。その辺のPR誌も、ここに印刷製本費も掲げてありますので、なるべく課長、ひとつ嬉野市全体からたくさん来られるようにPRをしっかりやっていただきたいと思いますが、来年度は生涯スポーツは何を考えておられるのか。もしよければ、来年のことを教えていただきたいです、来年度。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

この事業が自治総合センターのコミュニティ助成事業ということで予算が獲得できましたので、事業を実施するという事になっておりまして、来年度については、まだちょっと事業採択とかあっておりませんので、計画はありません。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

それでは、先ほどの太田議員の質問に対しての答弁をさせます。支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

先ほど、5款の13節の委託料ですけれども、林業費のですね。この分については、私がちょっと勘違いして、先ほども一緒ですけれども、委託先の予定が森林組合と西部林業からそれぞれ見積もりをとりながらやっていくというような形をとっていきたいと考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

31ページをお願いいたします。

教育の事務局費で適応指導教室ということで、説明によると、嬉野文化センターを適応指導教室ということで備品代ということでもありますけれども、まず、現状における不登校児童・生徒というのはどのぐらいおられるのか、アバウトで結構です。それともう1つは、嬉野文化センターというところにした理由ですね。それともう1つは、指導教室での指導の人員ですね、該当者は当初どのぐらい見込んでおられるか、そこら辺についてお伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

本年4月、5月までの集計でございますけれども、嬉野市内で22名ということで登校拒否の数を把握いたしております。

それから、2番目の文化センターでということでございますけれども、これまで図書館あたりを使われて、前年度までですね、教育相談員の方あたりがあそこを基点にしてしていらっしゃいましたので、一応とりあえず文化センターの施設で、子供たちが今までの経緯の中から一番いいのではないかというふうなことで、文化センターを設置しているところです。6月に入りまして4名ぐらいが、毎日じゃありませんけれども、数時間来ているというふうな数でございます。

指導者については、現在、2名を1年間の雇用でとっておりますけれども、前年度、前々年度あたりから見てもいりますと、出現率は17年度をピークに、18年度では出現率としては下がってきておりますので、そういったところでは、現状の2名さんあたりを堅持しながら、

しばらく様子を見ていく必要があるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

22名不登校がおられるという中で、現状は4名ぐらいの適応指導教室における教育というような形になっておるわけですが、まず、嬉野文化センターでその適応指導教室を行うこと、これはいろんな見方があると思いますが、賛否両論あるというふうに思っています。

まず1つは、保護者の方がちょっと嫌がるという部分があるのかなと、自分の子供をあそこにやらせることに対してですね。

それともう1つは、いわゆる旧塩田の地区の対応は、そこでいいのかなと。そこに通う通学の問題も含めてですね。そこら辺について、どのようにお考えなのか。

それともう1つは、いわゆる保健室登校という方もかなりおられると思いますけれども、ここの指導については従来どおりで行かれるのか。あるいは、適応指導教室に、逆の言い方をすれば戻して、そして指導をして教室に戻るような対策を講じられるのか、そこら辺について、お伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

非常に難しい問題でございますけれども、まず1点目の部分は、嬉野だけでいいのかという問題についてでございますが、塩田中学校のほうでは現在、5月までは3名ということでございます。校内に、前回の答弁でも申し上げておりましたけれども、本年度は、教育センターでの、しいのき適応指導教室で研修を受けてきた職員を配置いたしております。そこら辺を核にして学校では対応していただくということで、お願いをしております。もちろん、教育相談員も入っておりますし、現在のところはそういう状況でございます。

塩田地区の子供さんが嬉野まで通うということに関しましては、一義的には距離的に10キロもありますので大変でございますけれども、基本的には連れてきていただくのは保護者の方をお願いするわけでございますけれども、その保護者との関係が、いわゆる10キロを行ったり来たりする中でうまくいくケースが多いわけです。そういった意味では、とりあえず嬉野が数が多い関係で1カ所ということで思っております。指導員が2名いらっしゃいますので、1人ずつという考え方もあるかと思っておりますけれども、やはり呼び込みに行ったり、何かあったときの対応あたりは2人体制が望ましいということで、1カ所ですしております。

それから、3点目の保健室登校の子供たちと適応指導教室との関係だと思っておりますけれども、そこら辺が非常に微妙な部分があります。

保健室に入ってくる子供たちは、いわゆる学校まで来られるけれども、教室には入れないと、普通教室には入れないと。だから、保健室でというふうなこともありますから。ただ、保健室は保健室で、保健室の役割があるわけですね。学校においては、ぐあいが悪い子供たちの退避所で、例えば、学校によっては、2時間いたら自分の家に、保護者に連絡して帰ってもらうのか、教室のほうに行ってもらおうのかというのが保健室の役割であります。

ですから、基本的には保健室は、登校拒否の子供たちがずっと入り浸りというんでしょうか、する場所じゃないというふうに思うわけですね。そういった点では、適応指導教室に来ていただいて、そしてエネルギーを高めていただいて戻っていただくというのが基本ではないかと思えます。

ただ、そういう子供さんばかりじゃなくて、保健室に行ったり、適応指導教室に来たりして、そういうのを繰り返しながらエネルギーを高めていって戻るといったケースになるかと思えますので、そこら辺は個々の子供さんの状況によって違って来るものと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

適応指導教室は、新市になって初めてできたわけですね。町段階も、かなりつくったらどうかという話もしてまいりましたけれども、ようやくできたわけです。

いわゆる塩田地区の方については3名さんぐらいということで、少ないわけですがけれどもね。佐世保市なんかは、子供たちが登校時間をずらして、例えば、佐世保市の駅の近くにあります。早岐から乗るのは三河内中学校、早岐中学校とか、彼女らは保護者の方の仕事の関係もありましょうけど、9時半ぐらいの列車で通学の定期を使って行っておられるわけですね。佐世保地区、聞きよったら、2カ所ぐらいに西と東に分かれてやっているようなんですけれども、私が気になったのは、塩田が3名だということで納得はするわけですがけれども、しかし、今後については若干ふえる可能性もなきにしもあらずなんで、そこら辺をどう対応されるのかなということでお聞きをしたわけですね。

今のところは、これでいいと思うんですが、1つは、やっぱり文化センターをした場合について、これは本人よりも保護者の方が物すごく気にされるという部分があるような気がしてならないんですよ。したがって、保護者についても、この適応指導教室の趣旨等も踏まえて、きちっと連携をとってやっていただきたいということだけ要望しておきたいと思えます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

20番議員の関連質問をさせていただきますが、不登校は、先ほど教育長の答弁では、22名と、4月、5月と言われましたけれども、この不登校になった要因ですね。これは、いじめの問題とか、いろいろな状況等々が考えられますけれども、その要因と、不登校の家庭環境はどのような状況になっておるのか、その点ひとつ答弁していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

不登校に陥った直接のきっかけということではないかと思えますけれども、17年度ぐらいの統計を見ていきますと、学校生活での影響というのが大体37%ぐらいございます。それから、本人の問題にかかわるものということで36%ぐらい、残りが家庭生活での影響というふうなことで分けております。

特に学校生活での影響あたりでは、友人や教師との関係をめぐる問題、それから学業不振とか部活動への不適応といいたいまいしょうか、そういう問題、それから、決まりをめぐる問題等、そういったものになっております。

それから、家庭生活での影響あたりでは、やはり家庭生活の環境の変化。例えば、具体的には、御両親の離婚でとか、そういったものもございます。それから、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和の問題、こういった問題が大きなものとして挙げられております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

学校生活にかかわることについて37%と、本人、家庭関係含めては36%ですね。残りは家庭、親子関係というふうなことで受けとめておりますけれども、この不登校に当たって、今後また夏休みを前にして、また夏休み後も非常に不登校がふえる、幾らかは可能性があるじゃないかという心配もされておりますけれども、教育委員会、教育部局としては今後、不登校対策について、どういうふうな対策を講じていくのか、その点ひとつ答弁していただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えいたします。

まず、1学期の不登校に対する対策として、既に校長、管理職、教頭会あたりでも話をしているものでございますけれども、まず、この4月におきましては基礎的な情報を収集してほしいということをおっしゃっております。というのは、小学校では、学級担任の先生が主にずっ

と出欠は見られるわけでございますので、その中で三、四年生からぐらいの小学校での欠席状況を把握するようというところでございます。したがって、小学校のときに長期に休む子供さんがいた場合には、出現率として中学校では非常に出る傾向が多くございますので、そういうことをまず一番最初に言っております。

それから2つ目は、対人関係への配慮。中学校に入ってまいりますと、特に嬉野中学校あたりは3小学校、塩田中学校も一緒でございます。そういうことで、友達関係の関係でずれが出てきたときに出現率が高まるものですから、そういったところで、いわゆる人間関係の配慮、把握というんでしょうか、それをやってほしいということですね。

それから、3つ目は職員に対してですが、学級担任だけじゃなくて、職員チームを組んで、例えば、学年でいきますと横のチーム、あるいは縦のチームも場合によってはあるかと思えます。そういった形でやるということですね。

いずれにしても、学習面についてももちろんでございますけれども、わかる授業、少人数授業の工夫、こういったものをやりながら過ごしてほしいということで、お願いしております。

今後、夏休み中の取り組みにつきましては、欠席が目立つ子供たちに対しては家庭訪問、教育相談、こういったものの充実を図るということと、それから、特に学業的に不振といましようか、わからない子供たちの状況は担任が一番わかっているはずでございますので、そういったときなどの個別指導ですね。夏休みあたりは、各学校呼んで補習授業等をやっておりますので、そういったことをしながら夏休みは過ごしてほしいということで、今後指導をしていくつもりでおります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

30ページをお願いします。

道路新設改良関係ですけど、トータルで、366,580千円のうちに約28,950千円、これ以外は大体全部、防衛施設周辺整備の予算じゃなかろうかと思えます。さらに、ここに今回は補正として83,000千円上がっているわけでございますが、ここの工事でお聞きしましたところによりますれば、残土が5,000立米ぐらい出るような状態になっていると。その残土の搬出先が問題になっている、あるいは、その残土を運ぶ予算が当初から見えていなかったということをお聞きしました。不確かな情報です、聞いた話ですから。

ところが、委託料で、ちゃんと用地測量は、これはこれ分だけかどうかはわかりませんが、当初で8,000千円から上がっております。

土というものは、掘れば大体3倍になります。それは仕事を自分たちが土地の造成をやっ

たりなんしたりしたら全部知っていることなんですよ。こんな5,000立米も土が余るような測量をしたコンサルタント会社はどこなんですか。こういうところには二度と発注をしないように、さらに、その費用はそこに見させてください。見てもらってください。そんなばかな設計をするような会社に委託するのもおかしいし、その委託契約はどういうふうになっているか。こんな大きな誤差が出た場合、通常、民間では、あなたの責任やろうがとしか言わんわけですよ。ここで掘り取りやって、ここに埋め込みをやって、なるべくよそに土は持っていったり、足らんから持ってきたりというふうな、ばかなことはしません、民間は。

ちょっと大き過ぎると思うので、この件について、私が聞いたのは5,000立米ぐらいということだけしか聞いておりません。5,000立米ぐらいと、簡単に5,000立米という土量を考えてみてください。これについて正確な情報とお答えをお願いします。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

その件につきましては約6,000立米となっております。

その分について、通常の補償工事という形で、直轄じゃなくして補償の中に入れておりますので、その分が6,000立米という形になっております。その分につきまして今現在、残土処分地を検討しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

調査測量をやったところに対する責任は何もないんですか。調査測量をやっておるわけでしょう、当初から。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

本路線の設計と体育館の補償工事と別という形の中で、本路線の工事について計上していなかったという形で、補償工事のほうに計上したという形で、補償工事のほうで6,000立米入っていたという形です。

以上でございます。（「初めから6,000立米余るということはわかっておったと。そいば聞きよつとばい。測量ばすつときは……」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ちょっと待ってください、答えますから。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えします。

約5,000か6,000という形で、正式に約6,000立米という形で出てきております。

以上でございます。（「そいじゃ、わからん。いつ、そいが、5,000とか6,000という数字が出てきたと。当初からや」と呼ぶ者あり）

お答えします。

当初から約6,000立米という形で入ってございました、補償工事の中でですね。補償という形で、6,000立米という形で入ってございました。

本路線については入っていなかったということで、体育館の補償工事の中で6,000立米という形で入ってございました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員、どうぞ、3回目。

○12番（太田重喜君）

体育館のほうについては、そういうふうな工事についての設計の委託とか、調査委託とかはやっておらんやったわけですか。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えします。

体育館の中の補償工事で、残土処分がその土量が出るという形で、補償工事に入っていたということです。

以上でございます。（「初めからわかっておったわけ」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

31ページ、お願いいたします。

不登校の生徒についてですけれども、質問いたします。

転入してきた子とか、それから給食費の未納の子とか、それから嬉野中と塩田中のクラスの編制なんですけれども、その生徒数の、去年は40人クラスみたいのがちょっと嬉野中学校のほうはあったみたいなんですけれども、ことしも嬉野中と塩田中のそういう人数の差があるのかですけれども、その辺をお尋ねいたします。それと関連があるのかどうかですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時 58 分 休憩

午後 3 時 58 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

塩田中と嬉野中の学級のサイズということではないかと思えますけれども、大体、嬉野中は40名ぎりぎりですね。いわゆる入学式、始業式で締め切りますので、それ以後に転校してくれば、本年度、嬉野中で41名のクラスもあります。そういった意味では、塩田中よりも嬉野中が学級の生徒数は多いということですね、トータルとしては。

それから、給食費とのリンクですけれども、いわゆるその登校拒否の子供たちが必ずしも多いとは言えないというふうに思います。したがって、例えば、ずっと学校に出てこない子供たちに対しては、家庭連絡をして、給食をとめる保護者の了解を得ておりますので、いわゆる全然学校に出てこない子供たちは給食をとめておりますので、もし来ても、例えば、職員の給食を都合して、そしてすぐ食べさせるという体制は各学校とっておりますので、とめていても1人、2人急に来たといえども対応ができる状況ではあります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

教育費の4目、施設管理費の15節、工事請負費、並びに18節、備品購入費について説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

何ページですか。（「32ページです」と呼ぶ者あり）

○社会教育課長（江口常雄君）

それでは、お答えいたします。

まず、消火設備設置工事ですけれども、これは屋内消火栓の点検を毎年やるわけですけれども、これが指摘がありまして、通常、緊急の場合に機能しないというような点検報告がありましたので、これをパッケージ型の消火設備に変える予定で予算をお願いしております。これらを体育館の周辺に9基設置するということで、予算をお願いしております。

それと放送設備、これも市の体育館ですけれども、先ほど支所の総務課長からもありまし

たけれども、ミキサーがこれは全く同じタイプを予定しておりますけれども、それを1台と、アンプ、それとあと接続関係の改修費をお願いしております。これは、金額が体育館のほうが大きいのは、まず基本的には、第1段階としてその部分の改修をして、あと、先ほど議員が御質問されましたモニター用スピーカー、これについても第1段階の改修で成果が得られなかった場合は、その分まで変えるということで、2段階にちょっと考えてはおります。これを見積もりをとるときに、私のほうでその業者には、どこが悪いのか、とにかく確定できないかということをお願いしました。そしたら、もう古くもなっているし、どこが悪いのかをちょっと特定はできないということでしたので、それではまず、メインとなるスピーカーの分とモニター用のスピーカーと2段階に分けてお願いできないかということで、今、予算をお願いしております。

メインとなる分についてが435千円、それと、それでモニターのほうで改修できなかった場合については305千円ということで予算をお願いしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

実は、皆さんも御存じかと思いますが、4月12日の嬉野町の戦没者慰霊追悼式のときに、お客様に対して非常に聞きづらいような形がありましたが、これは数年前から体育館の放送設備についてはいろんなトラブルがあっておりました。消防団の行事の際にでも、例えば、佐賀県消防の歌の最後の締め合唱のときなんか、なかなかあれテープが流れずに、職員さんたちがやきもきされたとかですね。特に今回、当初、今議会の説明がありました市体育館については、嬉野市の高校総体のメインの会場にもなるということでありまして、それについては、やはり一番使用するのが放送設備だと思っておりますが、予算措置がこれぐらいで、そういう立派な放送設備の対応ができるのか。とすれば、やはりこれがたまたま高校総体ということでありまして、こういう措置がされましたが、何せ市の体育館は非常に使用頻度も高いところでありますので、その辺の措置について担当課の説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（江口常雄君）

設備がこの程度の金額でできるのかということですが、この見積もりについては、業者の方に一応今現在ある放送設備について対応できる分ということで考えております。

それで先ほど、いろんな放送設備を持ち込んでというお話がっておりますけれども、あれについてはやっぱり、プロの、例えば、音楽をされる方とかということについては、やはり自分たちの音が出る音響とかを自分たちで持ち込んでセッティングをされますので、その

分については、やっぱり別に持ってきていただくとか、費用を見るとかということではなくてはならないと思いますけれども、総体についても、この体育館そのもの以外に必要なものが出てくれば、それはそれで見るようにというふうになるかと思います。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

とすれば、高校総体に向けての市の体育館の放送設備に対しては万全というふうに解釈していいわけですね。

それともう1つ、先ほど公会堂の放送設備についてあったとですけども、公会堂を高校総体で使用するということはありませんか、その時点で。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（江口常雄君）

私の記憶がちょっとあれなんですけれども、文化センターとか会議室とかで利用するというのはあったと思うんですけども、公会堂が今のところちょっとわかりません。また後でお知らせをしたいと思います。（「万全かどうか」と呼ぶ者あり）

スピーカーについては、先ほども申しあげましたけれども、現在の放送設備をカバーするには万全な機械だと思っております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

31ページの委託料、学力向上研究指定校200千円をちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

説明をしたいと思います、これは、平成19年度の佐賀県教育研究指定校になっております。目的としては、小学校、中学校の教育課題につけて取り組んで、そして公表をすることによってでございます。そして、個性と創造性をはぐくみ、生きる力を培うとともに、教職員の資質の向上を図ることを目的とするということによってございまして、本年度は嬉野小学校が研究指定校になっております。そして、県の補助金として、本年度1年目でございますけれども、200千円をいただくことで2年間の指定ということによってございます。

そして、嬉野小学校の計画では、どちらかといいますと、国語を中心にして研究をしていくということで、特に話すこと、聞くこと、いわゆる音声言語の分野を研究していくという

ことで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

平成14年度から、ゆとり教育が実施されておりますけど、現在の嬉野市の小学校と中学校の生徒の学力は、県内ではどういう、平均より上でしょうか、下でしょうか。国語、数学、社会、理科に関して、現状をお知らせしていただきたいと思っておりますけど。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答え申し上げますけれども、数としては、きちつとは出せませんが、今現在、MRT、CRTということで年度末のテストと、それから年度初めのテストということで、小学校は主に年度末にしております。中学校は、年度初めの部分でございます。その結果によりますと、大体、全国平均で国語がやや低目でございます。ほかの教科は全国よりもやや高目ということでございます。全体的に見ますとですね。

そういった点で、嬉野小学校が国語の話すこと、いわゆる読解力、読み書き、計算のほうの読解力あたりを高めようということで、そういったデータに基づくものであるというふう  
に思っております。

ちょっと雑駁な数値で申しわけないですが、以上でございます。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

以前から数学のほうは県内でも平均より上だということを聞いておりました。国語のほう  
がちよっと落ちるということを知っておりましたので、国語教育に力を入れていただくとい  
うのは大変よろしいことなんですけど、嬉野市で今、2学期制が導入されております。それ  
に対する全体的な教員の指導力というのですね。

それと、塩田中学校に、大変喜ばしいことなんですけど、スポーツが盛んだということ。  
スポーツが盛んだということは、学力と両立することはかなり難しいという状況が生まれて  
くると思います。学力と両立できるような体制の指導があるのかどうか、これも教員の指導  
体制なんです。

それともう1つ、今、中高一貫校が武雄市にできておりますけど、優秀な生徒が流出する  
んじゃないかという危惧があります。これに対応するような教育の強化ですね、学力向上の  
強化、これに対する教員の指導力というのがかなり今後問題視されると思っておりますけど、その

2学期制とスポーツに対するのと中高一貫に対する、そういう3つの面に対する今からの学力強化というのが必要になってくると思いますけど、そこら辺に対する教員の指導力、あるいは研修、それはどのように体制をなさっているのか、お聞きしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えいたします。

まず、市内では教育課題というのを持っておりまして、特に学力向上については喫緊の課題でございます。したがって、その対応をするために、まず、ある校長さんを割り振りして、先般でございますけれども、学力向上対策委員会というのを立ち上げております。そして、先ほど言いましたMRT、CRTの分析をして、そしてどういう結果が出ていて、そして、各学校では、そのつまずきについてどういう指導をしていくのかということで、標準学力検査の結果をもとに対処をするということで、子供たちの落ち込みを回復させていくというふうなことで、学力向上対策委員会をベースにしております。

もちろん、教職員の研修につきましては、基本的には私は、学校内での研修が主力であると。そのほかに、現在では地区の教育研究会等の研修もございます。もちろん、嬉野市の教育委員会でも、ことしは教頭・教務主任等研修を独自で、法規から講話にかけて講師を招きながら研修をやろうということで、ちょうど胴体と頭とをつなぐ核になる先生方の研修をやっております。

それから、県教委がやっている研修もございます。それと同時に、渉外では県教育センターがそれぞれの講座を持っておりますので、その研修には必ず各学校、事前に希望をして計画的に出すというふうなことで、あらゆる機会を通してやっていこうというものでございます。

今月の29日、轟小学校で学力向上の拠点校方式の発表がありますけれども、そのときあたりは、例えば、算数・数学、それから国語あたりの担当者が寄って、そして、それを全部見て、後日、研究会を持つというふうなことあたりも、一番身近なものでいきますと、そういう形の中で教員の資質向上については日々取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。別件、どうぞ。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

済みません、もう1つ別件でお願いします。

同じ31ページで、特別支援教育支援員が3,900千円計上されておりますけど、何人の配置で、どこの学校にどれだけ配置されておるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたします。

そこで予算を計上させていただいている部分でございますけれども、嬉野小学校に2名、塩田中学校に1名、嬉野中学校に1名、計4名を計上してお願いをいたしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

それでは、この塩田中、嬉野中、それから嬉野小学校、これ以外の学校の特別支援教育体制はどのようになさっているか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

一応この支援員の方は、業務としては、やはり子供たちの、一口で言うとサポートでございますので、例えば、日常の生活、食事やトイレの介助をやるとか、それから、黒板に書いていたものを読み上げるとか、先生が話をされるものを再度繰り返し言うとか、そういった部分のサポートをするのがこの特別支援員でございますので、今、議員が言われております支援教育は、それぞれ特別支援チームコーディネーターあたりを入れながら、このほかに確実に各学校とも計画をしてやっております。もちろん、校長、教頭、教務主任、それぞれ学年主任等も入っておりますので、そういうシステムになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

そしたら、特別支援教育委員の委員会が開催されておるのか。それと医療機関との、医療を必要とする子供がいると思いますので、そこら辺の連携はどのようになさっているか、お聞きしたいと思いますけど。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答え申し上げます。

そこについては、特別支援関係の研修会等においては、友朋会の精神科医、それから臨床

心理士、こういう方などを各学校でそれぞれお呼びして、そして、そういう先生方の専門的な立場での指導を受けながら、各学校の子供たちに対応しているという状況でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「済みません。委員会は立ち上げてられるかどうか、お聞きしたんですけど」と呼ぶ者あり）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

支援委員会の立ち上げということですが……（「あるかどうか。済みません、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

あらゆる学校があります、小学校、中学校で。委員がいらっしゃいますけど、それが例えば月1回に共同で、こういう臨床心理士とか精神科医を交えて委員会があるのか。そういう委員会、検討委員会を開催されているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

現在のところは、各学校にそういったのはということで、今おっしゃるようなことは行われておりません。ただ、呼んで指導を受けるというのが定番というんでしょうか、ございますので、今後、やはり検討していく必要はあるのかなと思いますけれども、特に介助員あたりも入りますので、そこら辺あたりを検討していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「3回目ですけど」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ質問してください。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

子供が結構孤立した状態にあるんですけど、親も孤立しているんですよ。だから、ぜひ親を交えた委員会とか懇親会というのが必要だと思いますので、そういう支援員の委員会をなさるときには親のサポートまでお願いをしたいと思っておりますけど。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げますけれども、登校拒否を持つ子供さんの親の会というのは、例えば、

一番多い学校でいきますと、嬉野中学校あたりは、昨年あたりは2回ほど行われております。

したがいまして、支援員を配置した学校あたりでの意見の交換あたりは、親の会として今後立ち上げる考えは持っております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号 嬉野市教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

**○20番（山田伊佐男君）**

教育委員会委員の任命の件ですけれども、旧嬉野町時代に若手の教育委員の任命をされてきたわけですね。しかし、言い方としては悪いけれども、短命に終わったと。ただ、お1人は合併のときの調整の中でやめられたということなんですけれどもね。今回の教育委員さんも若いわけですけれども、非常に、後で聞いてみると、教育問題難しかったと。非常に自分にはわからなかったという、だれとは言いませんけれども、そういうことを私はよくお聞きをしたわけですね。

今回についても若手でありましてけれども、この人については、一生懸命体育指導なんか、柔道なんかやっておられるのはわかるんですけれどもね。これ失礼な言い方ですけれども、教育委員も、これから教育のいろんな三法の問題とか教育基本法が見直されたりしておるわけで、果たして対応できるのかというのを物すごく、失礼ですけれども、危惧するわけですが、そこら辺については市長、大丈夫でしょうか。それだけ。

**○議長（山口 要君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

旧嬉野町の時代のときにも若手の方にお問い合わせいたしました。それで、議員のほうにどのような御感想を申されたか知りませんが、任期の中でもいろいろ御相談がございました。

ただ、やはり民間の企業とか団体に正式にお勤めの方も積極的に採用するよというふうな方針はあるわけですが、そこをお願いしますと、なかなか通常の業務との関係で御負担があったのではないかなというふうに思っております。

今回につきましては、地域でも自営業で農業をしておられますし、そしてまた、以前からいろんな活動等もしておられますので、私としては信頼をお願いしたということでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第53号の質疑を終わります。

これで提出議案全部の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、あす6月14日も議案質疑の予定でありましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、あすは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月14日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

**午後4時24分 散会**